

久留米市北野複合施設

# 管理運営業務仕様書

令和6年6月

久留米市

健康福祉部 保健所地域保健課

# 目 次

1	目的	1
2	施設の管理運営に関する基本方針	1
3	指定期間	1
4	建物及び施設概要	1
5	開館時間及び休館日	2
	（1）開館時間及び休館日	
	（2）開館時間等の伸縮及び変更	
6	管理運営に関する経費	2
7	関係法令等の遵守	2
8	施設の使用に関する業務	2
	（1）施設使用の受付、案内等業務	
	（2）施設使用に係る利用料金の徴収等に関する業務	
	（3）施設の使用調整に関する業務	
9	施設の管理・運営に関する業務	5
	（1）施設・設備の維持管理及び修繕に関する業務	
	（2）物品等の管理に関する業務	
	（3）行政財産の目的外使用	
	（4）広報に関する業務	
	（5）事業の実施に関する業務	
	（6）防災・緊急対応に関する業務	
	（7）その他の業務	
	（8）職員の配置等	
10	モニタリング等に関する事項	8
	（1）モニタリングの実施	
	（2）モニタリング等の実施時期及びその対応	
11	研修等の実施	9
12	監査に関する事項	9
13	事務引継等	10

(1) 事前準備	
(2) 指定期間の満了	
14 個人情報保護	10
15 情報公開	10
16 行政手続条例の適用	10
17 委託に関する事項	10
18 指定管理者の責任の明確化	10
(1) リスク分担	
(2) 損害賠償保険の加入	
(3) 負担について	
19 指定管理者に対する指定の取消し等	11
20 協定の締結	11
(1) 基本協定書の内容	
(2) 年度協定の内容	
(3) 提出書類	
21 業務報告等	12
(1) 毎年度終了後に提出する報告書類	
(2) 毎月終了後に提出する報告書類	
(3) 事業計画書の提出	
22 業務報告の聴取等	12
23 障害者差別の禁止	12
24 環境への配慮	12
25 暴力団排除措置	13
26 会計処理	13
27 災害対応	13
28 適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録	13

29	その他の留意事項	13
(1)	事務室等の使用等	
(2)	市との調整	
(3)	市の保健師等との協働	
(4)	実施状況報告書及びアンケート等の活用	

30	その他	13
----	-----	----

**別紙**

- 別紙1・・・特記基準書
- 別紙2・・・貸与備品・消耗品リスト
- 別紙3・・・リスク分担表
- 別紙4・・・平面図
- 別紙5・・・主な市の事業の状況等

**別添**

- 久留米市 指定管理者制度モニタリングマニュアル

# 久留米市北野複合施設管理運営業務仕様書

## 1 目的

この仕様書は、久留米市北野複合施設（以下「施設」という。）の管理運営業務（以下「本業務」という。ただし、久留米市立図書館条例に基づき久留米市立北野図書館が行う業務及び久留米北地域包括支援センターが行う包括的支援事業等に係る業務を除く。）の範囲と管理の基準について定めることを目的とする。

## 2 施設の管理運営に関する基本方針

- (1) 久留米市北野複合施設条例（以下「条例」という。）第 1 条に掲げる市民の健康づくり及び保健の向上に関する施策の推進並びに市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、教育及び文化の発展に寄与するという施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 本業務の遂行に関する法律や条例等の内容を十分理解・遵守して、管理運営を行うこと。
- (3) 施設が公の施設であることを念頭に置き、特定の個人や団体及びグループに対して有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (5) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (6) 効率的かつ効果的な施設の管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- (7) 適用される関係法令等を遵守し、安全管理及び衛生管理の徹底を図り、常に市民が安心してかつ快適に施設を使用できるよう管理運営を行うこと。
- (8) 本業務において取り扱う個人情報保護を徹底すること。
- (9) 節電・節水、ごみの減量、CO<sub>2</sub>削減等、環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

## 3 指定期間

指定期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

## 4 建物及び施設概要

- (1) 名称 久留米市北野複合施設（コスモすまいる北野）
- (2) 場所 久留米市北野町中 3 2 5 3 番地
- (3) 敷地面積 10,918.23 m<sup>2</sup>
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建（3,889.09 m<sup>2</sup>）
- (5) 施設概要 ①久留米市北野保健センター（以下「保健センター」という。）  
研修室、調理実習室、会議室、多目的ルーム、トレーニングルーム、ウォーキングプール（以下「プール」という。）など  
②久留米市立北野図書館（以下「図書館」という。）  
③久留米北地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）  
④北野交流広場  
⑤屋外倉庫 など

## 5 開館時間及び休館日

### (1) 開館時間及び休館日

- ① 開館時間：火曜～土曜日 午前 9時から午後9時まで  
：日曜日・休日※ 午前10時から午後6時まで
- ② 休館日：毎週月曜日  
12月29日から翌年の1月3日までの日

※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

### (2) 開館時間等の伸縮及び変更

指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ久留米市（以下「市」という。）の承認を得て、開館時間及び休館日を伸縮し、又は変更することができる。

また、市が特に必要と判断するとき、開館時間及び休館日を伸縮し又は変更を依頼することができる。

## 6 管理運営に関する経費

- (1) 施設利用料金は指定管理者の収入とし、管理運営に係わる経費の一部とする。
- (2) 市より支払う経費は、施設の管理運営に係わる市の予算の範囲内で、指定管理者の提出した事業計画の収支の差引額を限度とする。

## 7 関係法令等の遵守

指定管理者は、本業務の内容及び公共性を十分認識したうえで、施設の運営、維持管理を十分に達成できるように、仕様書、協定書、次の各項に掲げる条例、規則その他関係法令等に基づき、安全かつ能率的に業務を履行しなければならない。

なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (3) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (4) 久留米市北野複合施設条例
- (5) 久留米市北野複合施設条例施行規則（以下「施行規則」という。）
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 久留米市情報公開条例
- (8) 久留米市行政手続条例
- (9) 久留米市暴力団排除条例
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (11) 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例
- (12) 労働関係法令等

## 8 施設の使用に関する業務

### (1) 施設使用の受付、案内等業務

#### ① 受付業務

ア 条例及び施行規則に基づき、次の業務を行うこと。

(ア) 条例に規定する保健センターの使用（使用変更を含む。）の許可・不許可、利用料金の減免決定及び許可に際しての条件の付記

(イ) 使用中止届の受理

(ウ) 施設毀損届の受理

イ 久留米市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の運用

施設の受付、使用許可及び取消し、領収書発行等に関する業務を行う際には、予約システムを利用して業務を行うこと（ただし、市と協議した結果、予約システムを利用しないと認めた業務を除く。）。

また、情報セキュリティやデータの保護、個人情報の保護等を徹底し、安全かつ適切な運用を行うこと。

なお、予約システムにアクセスするためのインターネット環境と端末は、指定管理者の負担により準備すること。

(ア) 予約システムを利用して行う業務

予約管理	○予約に関する業務を行うための機能 ・空き状況のインターネット上への公開 ・施設の予約の受付	・空き状況照会 ・施設使用申請
請求処理	○利用料金の金額確定及び請求に関する機能 ・金額確定 ・利用料金返還処理	・利用料金計算 ・領収書作成等
利用者管理	○施設の使用に関する管理機能	・予約情報一覧 ・利用者情報一覧等
実績管理	○使用や料金等の実績に関する機能	・利用実績データ ・利用料金実績データ等

(イ) 予約システムを利用するにあたっての注意事項

a 予約システムに使用するパソコン機器等について、パソコンに関する情報を事前に市に報告すること。

なお、使用する機器に変更（新規・撤去を含む）が生じた場合も同様とする。

b 予約システムに使用するパソコン機器等の施設からの持ち出しを禁止する。指定管理期間満了に伴い、機器の撤去を行う場合は、市の指示に従うこと。

c 指定管理者及び業務に従事する者（職員等）は、市が使用を許可した予約システムデータ（利用者登録情報等、媒体は問わない。）の全部又は一部を許可無く複製・複製してはならない。

d 業務に従事する者（職員等）に、職員区分に応じた職員ID及びパスワードを付与する。そのため、指定管理者は、採用・退職等の職員の異動が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

e 指定管理者の交代時においては、新指定管理者に対し、予約システム操作研修を実施すること。

ウ 月次報告及び年度報告において必要となる個人利用者の登録者数、部屋毎の利用者数及び稼働率を把握するためのシステムが必要な場合は、指定管理者にて準備すること。

② 施設案内、使用者等への指導業務

ア 問合せ、施設見学等の対応

電話での問合せ、施設見学、施設の使用案内などについて、使用者等の立場に立って適切な対応を行うこと。

## イ 利用者等への指導

(ア) 施設内の巡視を適切に行い、不適当な使用者や条例で定める禁止行為をした者があった場合は、直ちにこれを制止し、施設内の秩序の維持を図るとともに、他の使用者の安全かつ快適な施設使用を確保すること。また、施設の利用者に対しては、事前に使用上の注意事項等の説明を行うとともに事後の点検を行い、必要に応じ、整理整頓等の指示、指導を行うこと。

(イ) トレーニングルーム・プールの指導に関する業務について、専門的な知識を持った指導者を配置し、利用者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、器具の日常点検、安全確保に努めること。

(ウ) 条例に規定する禁止行為や制限行為について適切に指導すること。

(エ) 施設の使用にかかる準備、撤去等の作業時又は使用時の音響、騒音等で他の使用者や周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。

(オ) 施設の使用が終了したとき、又は使用の中止を命ぜられたとき、若しくは使用の許可を取消されたときは、当該利用者に対し、直ちに施設を原状に回復するよう指導すること。

## (2) 施設使用に係る利用料金の徴収等に関する業務

### ① 利用料金の設定・徴収

ア 指定管理者は、条例に規定する額の範囲内で、市の承認を得た額を施設の利用料金として定め、利用者から徴収し、必要に応じて領収書を指定管理者名にて発行すること。

なお、指定管理者による事業等に係る参加料金等については、別途指定管理者が定め、徴収することができる。

イ 利用料金は条例に基づき、指定管理者の収入として収受する。

ただし、指定期間前に現指定管理者が指定期間内（令和7年4月以降）の利用料金を収受した場合は現指定管理者の収入とし、指定期間終了前に指定期間終了後（令和12年4月以降）の利用料金を指定管理者が収受した場合は、当該指定管理者の収入とする。

### ② 利用料金の減額又は免除

利用料金の減額又は免除の申請があった場合は、条例、施行規則及び市が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うこと。

なお、減額又は免除した利用料金相当分について、市からの補填はしない。

ア 利用料金の返還

利用料金の返還については、条例及び施行規則の規定に基づき行うこと。

イ 回数券の発行

回数券については、条例に基づき発行することができる。ただし、利用期限を設けないこと。

なお、指定期間前までに発行された回数券は、引き続き指定期間内においても使用できるものとする。

## (3) 施設の使用調整に関する業務

### ① 関係機関との連絡調整

円滑な施設運営を行うため、市、支援センター、各サークル団体及びその他関係機関等との連絡調整を図ること。

### ② 施設使用以外の駐車場使用に関する業務

施設以外の周辺施設等で行われる行事、イベントにおいて施設の駐車場の使用希望があった場合、使用の許可・不許可については、市と協議して決定すること。

使用を許可した場合においては、施設使用に支障がないよう、使用を許可したものに指示、助言

を行うこと。

## 9 施設の管理・運営に関する業務

### (1) 施設・施設設備の維持管理及び修繕に関する業務

指定管理者は、施設を安全かつ良好な環境で使用者に提供できるよう必要な点検を行い、維持していくこと。なお、施設の管理運営に係るマニュアル等を作成する場合は、市と協議すること。

#### ① 施設・設備の維持管理

施設の維持管理に関する業務は次のとおりとし、業務内容の詳細については「別紙1 特記基準書」のとおりとする。

- ア 清掃・害虫防除に関する業務
- イ 警備に関する業務
- ウ 自家用電気工作物保守点検に関する業務
- エ 非常用発電機設備保守点検に関する業務
- オ 太陽光発電設備保守点検に関する業務
- カ 防火対象物点検に関する業務
- キ 消防設備保守点検に関する業務
- ク 設備機器保守点検に関する業務
- ケ 自動ドア保守点検に関する業務
- コ 植栽管理に関する業務
- サ 電話交換設備保守点検に関する業務
- シ プール水質検査に関する業務
- ス コスモすまいる直送便等配送に関する業務
- セ 玄関マット賃貸借に関する業務
- ソ 観葉植物賃貸借に関する業務
- タ トレーニング機器保守点検に関する業務
- チ 雨水貯留施設に関する業務

#### ② 施設・設備の修繕

ア 施設・設備は、施設の使用に支障をきたさないよう、正常に保持し、適正、安全な使用に供するよう日常的な保守点検を行い、必要に応じて補修・修繕や部品交換を行うこと。

イ 大規模な修繕、改造、改築は、原則として市が実施するが、小規模なもの、突発的なものについては指定管理者が行うものとする。

ウ 見積額1件が30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとする。

なお、年度内において修繕実績額が150万円を超えると見込まれるときは、市と協議することができる。

エ 修繕した施設・設備は全て市に帰属する。

#### ③ プールの水質管理

ア 使用者が安全快適かつ衛生的に使用できるよう、プール水を水質基準で定める状態に維持するため、プールの水質基準及び維持管理基準は、遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）並びに福岡県プール衛生指導要綱の水質基準及び維持管理基準とする。

イ 水質基準を維持するための薬品投入は適正に行うこととし、投入薬品は事前に市の許可を得ること。また、プール内の清掃を適切な時期に年3回以上行うこと。

## (2) 物品等の管理に関する業務

### ① 備品・消耗品の取扱い

ア 別紙2「貸与備品・消耗品リスト」に記載されている備品・消耗品は、指定管理者に無償で貸与するものとし、指定管理者はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。

イ 備品台帳に即して年度末に備品の点検を行い、その結果を、次年度4月末までに市に備品台帳の提出をもって報告すること。

ウ 指定管理者が管理運営業務に必要な備品を購入するときは、あらかじめ市と協議のうえ、購入するようにすること。

エ 備品については市の所有物とする。ただし、あらかじめ市と協議し承認を得たものについては指定管理者の所有物とすることができる。

#### (ア) 市の所有物となる備品の例

- ・指定管理者が市から貸与された備品を更新するために購入する備品
- ・上記以外のもので、指定管理者がもっぱら使用者の利便性向上のために購入する備品（施設の付帯備品となる机・イス、案内板、照明器具など）

#### (イ) 指定管理者の所有となる備品の例

- ・事務室で使用するパソコン、プリンター、金庫、書庫など

オ 経年劣化等による備品の更新は指定管理者が負担することとする。ただし、高額な備品の更新については、市と協議することができる。

カ 指定管理者の故意又は過失により毀損又は滅失した備品の補充については、指定管理者が負担することとする。

キ 市の所有となる備品を購入した場合は、速やかに市に報告すること。

ク 別紙2「貸与備品・消耗品リスト」に記載されている消耗品については、必要に応じて補充すること。なお指定管理期間終了時点で現に使用中の消耗品については、市に引き継ぐものとするが、それ以外は指定管理者の所有物とする。

ケ 物品等の調達等を行う場合は、久留米市内の企業等の積極的な活用に努めること。

### ② トレーニング機器等の取扱い

ア トレーニングルームに設置している機器（トレーニングマシン）の一部は、現指定管理者が導入したリース物品であるため、次期指定管理者は同等程度の機器を調達すること。その際、設置する機器の種類等については、サービス低下にならないように配慮すること。

## (3) 行政財産の目的外使用

施設（行政財産）の目的外使用については、施設の設置目的を損なわない範囲内とし、指定管理者は、事前に市の許可を得ること。なお、自動販売機や売店等を設置することにより建物の一部を占有する場合は、市へ行政財産使用料を納付すること。

## (4) 広報に関する業務

① 指定管理者は、施設のPRを一層進めるため、市のホームページとリンクする方法で、独自のサイトを立ち上げ、分かりやすいコンテンツを制作するなど、情報提供および健康づくりに関する情報発信について積極的に努めること。

② 紙媒体の施設紹介パンフレット（利用料金資料同梱）を作成し、施設に設置するとともに、利用

者拡大を図るため、地域や団体等に配布できるよう一定の在庫を確保すること。

- ③ 施設のPRのため、広報紙「コスモすまいる北野直送便」を作成し、市が指定する方法により配布すること。

#### (5) 事業の実施に関する業務

指定管理者が行う事業は下記のとおりである。

なお、その際は定期的に使用しているサークル団体の活動に支障がでないよう一定配慮すること

##### ① 啓発事業

市民の健康づくりに対する意識の向上や施設使用のPRを行うため、年に1回以上、啓発イベント等を開催すること。

##### ② 企画事業

ア 施設の機能や設備等を活用し、施設の設置目的を達成するための事業（企画事業）について、応募時の提案（管理運営業務計画書）及びこれに基づき作成する年度ごとの事業計画書に従い、適切かつ効果的に実施すること。

イ 提案する企画事業については、現在、現指定管理者が実施している無料運動教室等の健康づくり事業（別紙5を参照）の水準・規模を確保するものとし、「食と栄養」に関する事業についても積極的に取組み、「運動」に関する事業とのバランスを図ること。

##### ③ 自主事業

上記①及び②の事業のほか、市と協議の上、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

#### (6) 防災・緊急対応に関する業務

- ① 地震、火災、風水害等の災害及び人身事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、行動マニュアルを定めるとともに、日頃から訓練を行い、使用者や職員等の安全確保を図ること。

- ② 消防法に基づき、年に2回以上の消火・消防等必要な訓練（救急法AED講習含む。）を行うこと。

- ③ 施設の利用者の急な傷病等に適切に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

- ④ 災害等の緊急事態が発生した場合には、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告すること。

- ⑤ 市から避難所開設等の要請があったときは、施設及び物品等を提供すること。

#### (7) その他の業務

その他の本業務に係る業務は、指定管理者が実施するものとする。

#### (8) 職員の配置等

##### ① 配置基準

次の基準に基づき、本業務の遂行に支障がないよう職員を配置するとともに、緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備すること。

ア 施設には常勤の管理責任者を配置すること。

イ 開館時間内は、トレーニングルーム・プールの受付及び事務室にそれぞれ常時職員を配置し、うち1名は、情報機器（パソコン等）などに対応できる職員であること。

ウ 施設に防火管理者（甲種）の資格を有する職員を配置すること。

エ プール内の監視は常時1名以上とし、トレーニングルームの指導については、原則として常時2名以上の体制とする。

オ プール及びトレーニングルームの運動指導にあたる従事者は、健康運動指導士など運動に関する専門的な識見を有するものとする。

カ 開館時間内は、普通救命講習（AED使用法が含まれるもの）を修了した職員を常時1名以上配置すること。

## ② 管理責任者の職務

管理責任者の職務は次のとおりとする。

ア 施設の効率的、効果的な管理運営を安定的に行うこと。

イ 市と指定管理者間の調整に関すること。

ウ 現場における職員の指揮監督に関すること。

エ 職員の知識、技術、マナーの向上に努めること。

オ 事故・労働災害の防止に努めること。

カ 各種報告書の提出

キ その他指示事項に対する処置及び報告等

## ③ 衛生管理担当者の選任

管理責任者は、衛生管理担当者を選任（管理責任者の兼務可）すること。衛生管理担当者の選任に当たっては、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講したものとすること。

また、衛生管理担当者は、プールの衛生及び管理の実務を担当するものとし、水質に関する基本的知識及びプール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理に当たること。

なお、その際は、管理責任者、プール監視員と協力して、プールの安全管理に当たること。

## ④ プール監視員の職務

ア プール監視員は、プール使用者が安全に使用できるよう、プール使用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うこと。

イ プール監視員は、公的な機関や公益法人等が実施する救命講習等を受けた者とする。

# 10 モニタリング等に関する事項

## (1) モニタリングの実施

モニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、施行規則及び協定等に従い、切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認すると同時に、市が示したサービス水準を満たしているかを監視するものである。

モニタリングの内容は次のとおりとする。

### ① 業務の履行状況の確認

ア 事業、業務の履行状況

(ア) 開館状況、利用統計 など

イ 施設の維持管理状況

(ア) 環境衛生業務、備品管理業務 など

### ② サービスの質に関する確認

ア 基本的事項

(ア) 職員の接客態度、広報の実施状況 など

イ 運営業務

(ア) 予約、使用許可の状況、クレームへの対応状況 など

③ サービス提供の安定性に関する確認

ア 通常サービス

(ア) 収入支出の計画及び実績 など

イ 自主事業

(ア) 自主事業毎の収入支出の計画及び実績

④ 利用者の満足度に関する確認

ア 利用者アンケート等による満足度調査 など

(2) モニタリング等の実施時期及びその対応

市は、指定管理者により適切かつ確実なサービスが実施されているか確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングは、指定管理者から以下の報告書類、その他市が要求する資料等の提出を受け、年度毎に業務の評価を実施する。

① 報告事項

ア 四半期毎の報告事項

利用者の満足度に関する報告事項を除くすべての項目については、別添 「久留米市 指定管理者制度モニタリングマニュアル」により各四半期が終了後、2週間以内に報告を行うこと。

イ 年度別の報告事項

モニタリング項目の全項目とし、年度終了後2ヶ月以内とする。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、当該日より1ヶ月以内に、取り消された日までに係る年度別の報告を行うこと。

ウ 利用者満足度調査

利用者の声を積極的に把握し、年度毎に利用者満足度の調査を実施、報告を行うこと。

② 実地調査等

市は、指定管理者からの報告等に基づき、実地調査等を行う。

③ 是正の指示

モニタリングにより事業内容に改善の必要が認められる場合は、市は必要に応じて立ち入り調査や事情聴取、又は協議を行い、指定管理者に対して業務の改善、是正等の措置を講じるよう指示する。

## 1.1 研修等の実施

職員に対して業務上必要とされる研修を実施し、本業務の実施に支障が及ばないよう万全を期すとともに、人権問題や個人情報保護に関する認識を深める研修を行い、公の施設の管理運営に携わる職員としての資質の向上を図ること。また、職員には常に清潔な服装をさせ、名札を着用させること。

## 1.2 監査に関する事項

市又は久留米市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う本業務に係る出納その他の事務について監査委員による監査や包括外部監査及び個別外部監査を行うことができる（地方自治法第199条第7項）。

### 1 3 事務引継等

#### (1) 事前準備

- ① 指定管理業務開始前において、市及び現指定管理者から業務引継ぎを受け、本業務に必要な資格者及び人材を確保し、業務従事予定者に対して必要な研修等を行い、業務を習得させること。
- ② 指定管理者の負担で準備する備品、消耗品類その他本業務の実施に必要な物品等の調達、必要書類作成、各種印刷物作成等を漏れなく行うこと。
- ③ 事前準備に係る費用については、指定管理者の負担とする。

#### (2) 指定期間の満了

- ① 指定期間の満了に際しては、必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、市又は市が指定する者に対し、速やかに業務引継ぎ（保管文書の引継ぎを含む。）を行うこと。
- ② 市以外のものとの間で業務引継ぎを行う場合においては、双方で業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを市に提出すること。
- ③ 備品等については、市又は市が指定するものに対し引き継がなければならない。ただし、指定管理者が購入又は調達した指定管理者の所有となる備品等は、指定管理者の責任で撤去すること。
- ④ トレーニングルーム及びプールの個人利用者等に関する個人情報について、現指定管理者が次期指定管理者に選定されなかった、若しくは、応募しなかった場合は、個人情報漏洩等が発生しないよう消去及び廃棄を行わなければならない。

### 1 4 個人情報の保護

指定管理者は、施設の管理を行うにあたって保有する個人情報の適正管理に関して、個人情報の保護に関する法律第66条の規定により適正に維持管理を行うこと。また、市との協定において、市から使用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じること。

### 1 5 情報公開

指定管理者は、情報公開に関して久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第23条第2項の規定により、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。また、市との協定において、市から本業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

### 1 6 行政手続条例の適用

指定管理者は、許可、不許可その他処分を行う行政庁に該当するため、久留米市行政手続条例（平成8年久留米市条例第24号）の適用を受ける。

### 1 7 委託に関する事項

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、清掃、警備等の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない。

### 1 8 指定管理者の責任の明確化

#### (1) リスク分担

基本協定・年度協定によって、施設管理及び事業運営に係るリスクの負担区分を明確にして不測の事態に備えること。また、適切に対処して混乱を防ぐとともに、円滑な管理運営を行うこと（別紙3「リスク分担表」のとおり）。

## (2) 損害賠償保険の加入

市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負うこととなる。一方で、その損害が指定管理者の責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるので、指定管理者の負担により損害賠償保険に加入しなければならないものとする。なお、火災保険については市が加入する。

## (3) 負担について

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、市の負担とする。

イ 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とする。

## 19 指定管理者に対する指定の取消し等

市は、指定管理者による本業務の継続が困難になった場合、又はモニタリングを通じて業務改善、是正等の指示に従わなかった場合などについては、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。この場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、指定管理者が賠償の責めを負う。

## 20 協定の締結

指定管理者としての指定議案が議決されたときは、市は指定の通知を行い、その後、市と指定管理者は、次の事項について基本協定を締結するものとする。

この場合、指定期間を通じての基本的事項を定めた基本協定を結び、年度毎の指定管理料に関する事項等を定めた年度協定を締結することとする。

また、市又は指定管理者において協定の改定が必要と認める場合は協議することができる。

### (1) 基本協定書の内容

- ① 目的
- ② 指定期間及び協定期間
- ③ 業務の範囲に関する事項
- ④ 権利譲渡及び再委託の禁止
- ⑤ 事業計画及び事業報告に関する事項（モニタリングを含む）
- ⑥ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ⑦ 個人情報保護及び情報公開に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び業務停止に関する事項
- ⑨ 損害賠償義務に関する事項
- ⑩ その他

### (2) 年度協定の内容

- ① 目的及び業務内容
- ② 協定期間
- ③ 指定管理料及び指定管理料の請求、支払い
- ④ モニタリング
- ⑤ 疑義等の決定

### (3) 提出書類

管理者は基本協定締結後、次の書類を提出しなければならない。

- ① 管理責任者選任届
- ② 衛生管理担当者選任届
- ③ 業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- ④ 職務分担表（配置計画、シフト表）
- ⑤ 緊急時の体制マニュアル（緊急連絡体制表(市への報告方法を含む)非常時出動体制表など)
- ⑥ 各種規程及び各種マニュアル
- ⑦ 事業計画書及び事業詳細
- ⑧ その他市が指示する書類

## 2 1 業務報告等

指定管理者は、市が指定する期日までに、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、市が要求する報告書類については、適宜提出すること。

### (1) 毎年度終了後に提出する報告書類

- ① 事業報告書
- ② 施設利用統計
- ③ 利用料金統計
- ④ 減免集計
- ⑤ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表等）
- ⑥ その他市が必要とする書類

### (2) 毎月終了後に提出する報告書類

当該月の管理業務の実施状況報告書（施設利用統計、利用料金統計、減免集計等）

### (3) 事業計画書の提出

市が指定する期日までに、次年度に予定する事業計画書を作成し市に提出すること。なお、当初に提出した事業計画に変更がある場合には、事前に市と協議すること。

## 2 2 業務報告の聴取等

市は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示を行う（久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条）。

## 2 3 障害者差別の禁止

指定管理者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

## 2 4 環境への配慮

指定管理者は、業務の実施にあたっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量等の環境への負担の低減に努めること。

## 25 暴力団排除措置

指定管理者は、北野複合施設の運営に関して妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

## 26 会計処理

市は、適正な会計処理の実施のため、指定管理者に対して、次の事項を求め、その状況について、実施調査等により定期的に確認するものとする。

- (1) 施設の管理運営に係る収支について会計上、指定管理者の他の事業の収支と明確に区別すること。
- (2) 必要な会計書類等（会計帳簿、決裁書、契約書、請求書、領収書、通帳等）を、保存年限を定めて適切に整備、保管すること。
- (3) 会計処理にかかるルールを明確に定めること。
- (4) 会計処理にかかる組織的なチェック体制を構築すること（複数名によるチェック、決裁手続、会計監査など）。

## 27 災害対応

緊急事態、非常事態、不測の事態については、遅滞なく適切な対応をすること。

## 28 適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録を行うこと。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の事務に対応すること。

## 29 その他の留意事項

- (1) 事務室等の使用等

指定管理者が業務遂行上必要とする施設（事務室等）は、指定期間中無償で使用させる。ただし、損傷を与えた場合は、指定管理者の責任で弁償しなければならない。

また、使用にあたっては、節水、節電に努めなければならない。

- (2) 市との調整

市が主催する事業その他公益性の高い事業の実施に関し、市から施設使用の要請があった場合は、当該事業を優先的かつ円滑に実施できるよう、施設の使用調整を行うこととし、市が情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を開催する場合、指定管理者は必ず参加すること。

- (3) 市の保健師等との協働

地域の健康づくりや健康課題等の克服のため、市民、地域団体、地域資源及び市の地区担当保健師等と協働・連携し、地域保健活動に協力すること。

- (4) 実施状況報告書及びアンケート等の活用

指定管理者は、毎月報告する実施状況報告書及びアンケート等を活用し、利用者数の増減の原因の把握、利用者のニーズの収集、分析を行うなど、施設利用満足度の向上に努めなければならない。

## 30 その他

その他、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、市及び指定管理者の双方で協議を行い決定するものとする。

# 久留米市北野複合施設

## 別紙 1 特記基準書

施設・設備の維持管理に関する業務について、業務内容の詳細については以下のとおりとする。  
 なお、この特記基準書に定めのない事項については、市と協議するものとする。

**ア 清掃・害虫防除に関する業務**

1. 業務の範囲

北野複合施設及び外構その他の清掃及び害虫防除に関する業務。作業箇所及び面積等は以下に示す  
 とおり。

2. 業務概要

清掃内容  清掃箇所	面積 (㎡)	日常清掃管理											
		風塵清掃	水拭き清掃	テーブル清掃	各ドア拭き清掃	ガラス・サッシ清掃(低所)	屑籠・灰皿処理	備品等の拭き清掃	湯沸室・トイレ・洗面				
									衛生陶器の清掃	洗面・鏡の清掃	消耗品の補充	ゴミ汚物茶殻の処理	
<b>日常清掃 (長尺シート・木床)</b>													
廊下3	14	1回/日	1回/日	1回/日	1回/週		1回/日	1回/週					
湯沸し供用	4	1回/日	1回/日							1回/日		1回/日	
トイレ(男女)北西	64	1回/日	1回/日							1回/日	1回/日	1回/日	1回/日
多目的トイレ北西	6	1回/日	1回/日							1回/日	1回/日	1回/日	1回/日
受付カウンター	3	1回/日	1回/日	1回/日			1回/日	1回/週					
ブックポスト	2	1回/日	1回/日	1回/日			1回/日	1回/週					
風除室3	11	1回/日	1回/日			1回/日		1回/週					
エントランスロビー1	20	2回/日	1回/日	1回/日	1回/週		1回/日	1回/週					
研修室2(調理実習室)	59	1回/日	1回/日	1回/日			1回/日	1回/週					
研修室1	52	1回/週	1回/週	1回/週			1回/週	1回/週					
多目的ルーム	182	1回/日	1回/日	1回/日			1回/日	1回/週					
風除室4	4	1回/日	1回/日			1回/日		1回/週					
廊下2	103	1回/日	1回/日	1回/日	1回/日		1回/日	1回/日					

		日	日	日	週		日	週				
トイレ（男女）南西	36	1回/ 日	1回/ 日						1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日
多目的トイレ南西	5	1回/ 日	1回/ 日						1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日
授乳室1	3	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
診察室	10	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
診察室2	10	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
相談室	11	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
エントランスロビー2	66	2回/ 日	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 週		1回/ 日	1回/ 週				
リラックスクーナー2	40	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
運動指導員室・更衣室	31	1回/ 週	1回/ 週	1回/ 週			1回/ 週	1回/ 週				
シャワー室更衣室（男）	17	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 日	1回/ 日		1回/ 日		
シャワー室更衣室（女）	17	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 日	1回/ 日		1回/ 日		
車椅子更衣室	10	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 日	1回/ 日		1回/ 日		
消毒準備室	9	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 日	1回/ 日		1回/ 日		
リネン洗濯室	2	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 日	1回/ 日		1回/ 日		
風除室2	15	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日		1回/ 週				
機能訓練健康増進室	238	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
廊下（中央）	420	2回/ 日	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 週		1回/ 日	1回/ 週				
授乳室2	3	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
司書事務室	51	1回/ 週	1回/ 週	1回/ 週			1回/ 週	1回/ 週				
司書更衣室	9	1回/ 週	1回/ 週	1回/ 週			1回/ 週	1回/ 週				
司書休憩室	15	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 日				

		週	週	週			週	週				
前室	12	1回/ 週	1回/ 週	1回/ 週				1回/ 週				
応接会議室	16	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
会議相談室	10	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 週				
自販機コーナー	5	1回/ 日	1回/ 日	1回/ 日				1回/ 週				

**日常清掃（カーペット）**

地域包括センター 室	56	1回/ 週		1回/ 週			1回/ 週	1回/ 週				
総合事務室	48	1回/ 週		1回/ 週			1回/ 週	1回/ 週				
風除室 1	10	1回/ 日	1回/ 日			1回/ 日		1回/ 週				
図書館	798	1回/ 日		1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
閉架書庫	75	1回/ 週						1回/ 週				
ヤングアダルト コーナー	35	1回/ 日		1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
視聴覚室	56	1回/ 日		1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
会議室	105	1回/ 週		1回/ 週			1回/ 週	1回/ 週				
お話しコーナー (畳)	21	1回/ 日		1回/ 日			1回/ 日	1回/ 週				
外構（アプローチ・デッキ）	1式	1回/ 日										

清掃内容  清掃箇所	面積 (㎡)	定期清掃管理					備 考
		床洗 浄作 業	カー ペ ット 洗 浄	ガラ ス洗 浄	プ ール 清 掃	エア コン フィ ルタ ー清 掃	

**定期清掃（床洗浄作業）**

廊下 3	14	2回/年					
湯沸し供用	4	2回/年					

トイレ（男女）北西	64	2回/年					
多目的トイレ北西	6	2回/年					
受付カウンター	3	2回/年					
ブックポスト	2	2回/年					
風除室3	11	2回/年					
エントランスロビー 1	20	2回/年					
研修室2（調理実習室）	59	2回/年					
研修室1	52	2回/年					
多目的ルーム	182	2回/年					
風除室4	4	2回/年					
廊下2	103	2回/年					
トイレ（男女）南西	36	2回/年					
多目的トイレ南西	5	2回/年					
授乳室1	3	2回/年					
診察室1	10	2回/年					
診察室2	10	2回/年					
相談室	11	2回/年					
エントランスロビー 2	66	2回/年					
リラックスクーナー 2	40	2回/年					
運動指導員室	31	2回/年					
シャワー室・更衣室 （男）	17	2回/年					
シャワー室・更衣室 （女）	17	2回/年					
車椅子更衣室	10	2回/年					
消毒準備室	9	2回/年					
リネン洗濯室	2	2回/年					
風除室2	15	2回/年					
機能訓練健康増進室	238	2回/年					
廊下（中央）	420	2回/年					
授乳室2	3	2回/年					
司書事務室	51	2回/年					
司書更衣室	9	2回/年					
司書休憩室	15	2回/年					
前室	12	2回/年					
応接会議室	16	2回/年					
会議相談室	10	2回/年					
自販機コーナー	5	2回/年					
定期清掃（水中訓練室等）							

水中訓練室・採暖室・ リラックスコーナー	287				2回/年		
<b>定期清掃（カーペット）</b>							
地域包括センター事務 室	56		1回/年				
総合事務室	48		1回/年				
風除室1	10		1回/年				
図書館	798		1回/年				
閉架書庫	75		1回/年				
ヤングアダルトコーナ ー	35		1回/年				
視聴覚室	56		1回/年				
会議室	105		1回/年				
<b>定期清掃（ガラス清掃）</b>							
全館（中央廊下高所除 く）	1,280			1回/年			
<b>定期清掃（エアコンフィルター清掃）</b>							
パッケージエアコン	52台					4回/年	
ファンコイルエアコ ン	2台					4回/年	
エアーハンドリング ユニット	1台					4回/年	
デシカント空調機	1台					4回/年	
<b>害虫防除</b>							
全館	3,076						1回/年 実施

### 3. 業務内容

#### (1) 日常清掃

日常清掃の内容及び回数は業務概要のとおりとし、毎日清掃は休館日を除く日、週1回清掃は休館日、週数回清掃は休館日及び開館日の業務に支障がないときに実施するものとする。

#### (2) 定期清掃

清掃箇所、回数は業務概要のとおりとし、原則として休館日に実施すること。

#### (3) 塵芥処理

施設内のごみは、定期的に収集・分別し、指定の方法により排出すること。

#### (4) 雑役

落葉清掃、排水溝清掃等の外掃を適宜実施すること。

#### (5) その他

上記以外の事項であっても、現場の状況に応じて、軽易な作業を行うこと。

### 4. 補修業務内容

(1) 簡易な場所の蛍光管の取り替えを行うこと。

(2) 便所内の石鹼、石鹼液、トイレトペーパー等衛生品の有無を随時点検し、使用に不便がないように補充すること。

(3) 便所・洗面所等の配水管の詰まり及び漏水等の応急措置をすること。

## 5. 安全確保

- (1) 作業の実施にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、指定管理者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 業務を実施するための必要な清掃作業員を適宜配置すること。

## 6. 一般的注意事項

- (1) 常に施設の清潔かつ快適な環境を維持する責任ある作業に努めるとともに、必要であれば作業の補正を実施すること。
- (2) 清掃業務に使用する洗剤、はく離剤、樹脂ワックス等は、建築物の構造機能及び材質を損傷又は変質させないように、品質が良好で環境に配慮した適正なものを使用すること。
- (3) 清掃作業員は、統一した衣服を着用のうえ、名札をつけること。

## 7. 害虫防除に関して

- (1) 北野複合施設のネズミ・ゴキブリ等の防除を行い、環境衛生上良好な状態にすること。
- (2) 鼠 防除及び駆除について

### (a) 使用薬剤と駆除

#### ・化学的駆除法

##### ① 毒餌法による駆除（殺鼠剤）

クマリン系、オキシクマリン、プロマシオロン、ワルファリン

#### ・物理的駆除法

##### ① 粘着シートによる捕獲

#### ・環境的駆除法

##### ① 建物への侵入口の遮断・建物内の通路の遮断

##### ② 食料源の隔離

### (b) 施工方法

- ・ 天井裏、鼠の通路に毒餌の設置
- ・ 鼠の歩行路に粉剤を散布
- ・ 粘着シート・ラットトラップを設置し鼠を捕獲

### (3) ゴキブリ 防除及び駆除について

#### (a) 使用薬剤と駆除方法

##### 乳剤・油剤噴霧法

##### ① スプレー方式による残留噴霧施工

通路、テナント床のコーナー、調理実習室に薬剤散布

フェニトロチオン、フェニトロチオンMC剤、フェンチオン、プロポクスル

##### ② ULV方式（超微粒子噴霧）による空間処理

調理実習室

ペルメトリン、フェノトリン

#### (b) 毒餌配置法

食毒剤をコーティングし喫食させて駆除

湯沸室、調理実習室

ヒドラメチルノン、ホーサン

## イ 警備に関する業務

### 1. 業務概要

#### (1) 防犯業務

警備対象物件に警報機器を設置し、各警報機器のセンサーのオン・オフを設定できるものとし、警報機器の状態は常時確認できるものとする。

また、異常事態に対しては、緊急出動を行い、必要な処置を行うこと。

なお、警報のために必要な通信回線は市の加入回線を利用する。ただし、断線状態に対する通信確保の措置を講ずること。

##### (a) 警備実施期間

機械警備実施時間は次のとおりとする。

- 防犯　〔開館日〕 21：30～翌日8：30　　〔休館日〕 終日
- 火災　〔開館日〕 終日　　〔休館日〕 終日

上記時間内において、警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

##### (b) 異常信号受信時の対応

コントロールセンター等で異常信号を受信した場合は、緊急対応員を現場へ急行させ、異常箇所を点検し必要な措置を行う。また、必要と認めたときは速やかに警察等関係機関へ通報し出動を要請する。

##### (c) 緊急連絡体制の確立

本業務を開始するにあたり、緊急連絡体制を確立させ、緊急時の速やかな対応ができるよう、設置業者等との連絡を図ること。

##### (d) 設置機器の保守

本業務を円滑に行うため、警報機器等の保守を適切に行うこと。万一設置機器に異常を認めたときは機器の交換等の作業を速やかに行い、その場合の費用は、指定管理者の負担とし、復旧に相当の日数を要する場合は、何らかの代替措置を行うこと。

#### (2) 火災・防災監視業務

市がすでに設置している自動火災報知機からの信号を移報することにより、自動火災報知設備の作動時は、コントロールセンター等において火災信号を受信するとともに、現場に直行し初期消火等必要な措置を行い、必要に応じて消防機関への通報を行うものとする。

なお、指定管理者は、コントロールセンター等で終日監視するものとし、火災信号受信時は以下の措置を講ずる。

また、警報のために必要な通信回線は市の加入回線を利用する。ただし、断線状態に対する通信確保の措置を講ずること。

##### (a) 警備対象施設と連絡が取れる場合

コントロールセンター等より警備対象施設へ火災信号を受信していることを架電し、点検を依頼するとともに、緊急対応員を急行させ現場の確認を行い初期消火等必要な措置を行う。

##### (b) 警備対象施設と連絡が取れない場合

(a) により警備対象施設へ架電しても連絡が取れない場合は、コントロールセンター等より消防機関へ火災発生の信号を受信した旨通報するとともに、緊急対応員を急行させ現場の確認を行い初期消火等必要な措置を行う。

## ウ 自家用電気工作物保守点検に関する業務

### 1. 点検の範囲

#### (1) 対象設備

- (a) 受電設備容量 450kVA  
(単相 150kVA：三相 300kVA)
- (b) 受電電圧 6, 600V
- (c) 発電機 非常用 3φ34kVA
- (d) 太陽光発電設備 3φ10kVA
- (e) コージェネレーション発電機 3φ25kVA

(2) 対象設備について、【保安規定別表に基づく点検、測定および試験】に示す点検内容を実施すること。

### 2. 保安管理業務内容

保安管理業務の内容は、保安規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事の監督、及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導、協議又は助言を行うと共に、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これについて指示又は助言を行う。
- (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導すると共に、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ精密検査を行う。
- (4) 法令に基づく官庁検査の立会。

### 3. 保安管理業務の方法

(1) 保安規定別表に基づく点検、測定および試験は、次に掲げるものとする。

- (a) 通常点検 1回/隔月  
(ただし、常時24時間絶縁監視装置を設置すること)  
対象設備：受変電設備・電灯・動力設備・非常用発電機  
太陽光発電設備・コージェネレーション発電機・構内配電線路・通信線路・外灯
- (b) 定期点検 1回/年  
対象設備：受変電設備・電灯・動力設備  
構内配電線路・通信線路

(2) 電気工作物の設置、改造の工事期間中、工事の監督を週1回行う。

### 4. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - (a) 潤滑油、グリス、充填油等
  - (b) ランプ類、ヒューズ類
  - (c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
  - (d) 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油

(6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）

(7) その他これらに類する軽微な作業

#### 5. 点検の実施

(1) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。

(2) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。

(3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。

(4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(5) 定期点検の点検周期の表記は下記による。

2Mは2ヶ月1回、6Mは6ヶ月に1回、1Yは1年に1回行うものとする。

(6) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う

#### 6. 応急処置等

(1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。

(2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

#### 7. 点検の省略

(1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

(a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

(b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

(c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの

(d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

(e) 足場のない給気又は排気のための塔

(2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

#### 8. 点検及び保守に伴う注意事項

(1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

(2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

#### 9. その他

(1) 維持管理のための情報提供

指定管理者が第三者に再委託する場合、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

(2) 保安規定により定められている点検項目、点検内容及び周期は、本業務に優先する。なお、保安規程により定められていない事項は、本業務による。

### 【保安規定別表に基づく点検、測定および試験】

#### 電気設備の点検項目及び点検内容（通常点検）

##### 1. 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。

なお、周期については、1M、1W、1Dは、全て2Mに読み替えるものとする。

## 2. 電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1M	
2.分電盤、照明制御盤等	①異常なうなり音の有無を確認する。 ②各開閉器等の開閉状態を点検する。	1M 1M	
3.制御盤	①異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。 ②コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1M 1M	

## 3. 受変電設備

受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に点検する。なお、異常がある場合は速やかに、対応すること。

点検項目	点検内容	周期	備考
1.盤類 【配電盤、パイプフレーム、さく等】	①扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ②汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。 ③ボルトの緩みの有無を点検する。 ④雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。 ⑤標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1M 1M 1M 1M 1M	
2.特別高圧機器、変圧器 モールド変圧器、油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1D	
3.高圧機器 a.変圧器 【乾式変圧器、モールド変圧器、油入変圧器】	異音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1W	
b.交流遮断器、負荷開閉器、電磁接触器	異音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1D	
c.計器用変成器	①汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。 ②接続部の変色の有無を点検する。 ③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	1W 1W 1W	
d.指示計器、表示操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1D 1M	
e.高圧進相コンデンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	
4.低圧機器 a.開閉器類 【配線用遮断機、	①異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。 ②開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。	1M 1M	

漏電遮断機、電磁接触器、双投電磁接触器】			
b.指示計器、表示操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。 ②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1D 1M	
c.低圧進相コンデンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	

#### 4. 自家発電設備

自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

点検項目	点検内容	周期	備考
1.自家発電装置	①燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。 ②冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1D 1D	
2.配電盤	①配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。 ②自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることを確認する。	1M 1W	・装置に搭載された盤を含む。 ・装置に搭載された盤を含む。
3.補機付属装置			
a.始動用蓄電池装置			
イ.整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。 ②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1D 1W	
ロ.始動用蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。 ②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。 ③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W 1W 1W	
ハ.始動用空気圧縮装置	①充気された空気を圧力計指示値により確認する。 ②空気槽内の水抜きを行う。	1W 1W	
ニ.燃料タンク、燃料移送ポンプ等	①タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。 ②油量を点検する。	1W 1W	
ヒ.冷却水タンク	①タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。 ②冷却水の水量等を点検する。	1W 1W	
ヘ.ラジエータ	①ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。 ②ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W 1W	
ホ.換気装置	①自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。 ②給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運	1M 1M	

	転できることを確認する。		
g.排気管、消音器	①排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1M	
	②排気管等の支持金具の緩みの有無を点検する。	1M	
h.バルブ	各種バルブの開閉状態を点検する。	1M	
4.試運転	①試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M	
	②運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1M	
	③回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M	
	④試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。	1M	

#### 5. 直流電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。	1D	
	②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1W	
2.蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

#### 6. 交流無停電電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.整流装置、逆交換装置	①汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W	・計器のあるものに限る。
	②各計器の指示値を確認する。	1D	
	③表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M	
2.蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

#### 7. 構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
構内配電線路・通信線路	①架空線、引込線及びちよう架線と植物との離隔距離及びたるみ、損傷等の有無を点検する。	1M	
	②電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	1M	
	③引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	1M	
	④マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無を点検する。	1M	

8. 外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
外灯	①点灯状態を点検する。 ②灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	1D 1M	

9. 避雷設備

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷設備	①突針支持管の取付け状態を点検する。 ②突針等の支持管の固定状態を点検する。 ③棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	1M 1M 1M	

10. 太陽光発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1.太陽電池アレイ	①表面の汚れ、損傷、変色、落葉の有無を点検する。 ②外部配線の損傷の有無を確認する。	1M 1M	
2.接続箱・集電箱	①外部配線の損傷の有無を確認する。	1M	
3. パワーコンディショナー	①外部配線の損傷の有無を確認する。 ②動作時の異常音、異臭等の有無を確認する。	1M 1M	
4. 蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損の有無を点検する ②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線ないにあることを確認する。	1M 1M	
5. 発電状況	①指示計器又は表示により正常に発電していることを点検する。	1D	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

受変電設備

1. 電気室、配電盤等（内部機器を除く）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 電気室	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。 ④室内整理状況の良否及び消火器の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y	
2. 配電盤 a. 盤外観	①配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。 ②盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ③点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。 ④パイプフレーム等の据付け状況の良否、締付けボルトの緩みの有無を点検する。 ⑤操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	・開放形に限る

b. 開放形母線、 閉鎖型盤内部 【各機器を除く】	①内部床上、機器仕切り板等の清掃を行う。	1Y	
	②母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。	1Y	
	⑦盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。	1Y	
3. 外部配線			
a. ケーブル等の 配線	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。	1Y	
	②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。	1Y	
	③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y	
b. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。	1Y	
	②設地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y	
c. ケーブルラック 及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

## 2. 変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧ガス入変圧器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. モールド変圧器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。	1Y	対象外
	②本体取付け及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。	1Y	
	⑤タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。	1Y	
	⑧負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	5Y	
	⑨巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	1Y	

2. 油入変圧器	<p>1. 「モールド変圧器」①から⑧によるほか、次による。</p> <p>①油面計により、油量の良否を確認する。</p> <p>②放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。</p> <p>③劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。</p> <p>④変圧器内部又は油劣化防止装置より絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験）</li> <li>・酸化度試験</li> <li>・油中ガス分析</li> </ul>	<p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>5Y</p>	<p>対象外</p>
3. 特別高圧ガス入変圧器	<p>①ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②圧力計の汚れ、損傷、さび腐食等の有無を点検する。</p> <p>③ガス強制循環式の場合は、ガス送風機の異常音の有無を点検する。</p> <p>④密度スイッチ（圧カスイッチ）の動作、復帰の点検をする。</p> <p>⑤絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>⑥ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給する。また、振動に異常が無いことを確認する。</p> <p>⑦ガスの純度が規定値以上にあることを確認する。</p> <p>⑧ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。</p>	<p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>3Y</p> <p>3Y</p> <p>3Y</p>	<p>対象外</p> <p>・密度スイッチが設置されている場合は除く(対象外)</p> <p>・密度スイッチが設置されている場合は除く(対象外)</p>

### 3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 真空遮断器	<p>①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。</p> <p>②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。</p> <p>③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。</p> <p>④遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。</p> <p>⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。</p> <p>⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <p>⑦操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。</p> <p>⑧真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。</p>	<p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>1Y</p> <p>5Y</p> <p>5Y</p>	<p>対象外</p> <p>対象外</p>
2. 油遮断器	<p>1. 「真空遮断器」①から⑤によるほか、次による。</p> <p>①油量が適切であることを確認する。</p>	<p>1Y</p>	

3. ガス遮断器 【特別高圧用】	②絶縁油について次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験	5Y	対象外
	③内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。  13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）」による。	5Y	対象外

#### 4. 断路器

点検項目	点検内容	周期	備考
断路器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	

#### 5. 計器用変成器

点検項目	点検内容	周期	備考
計器用変成器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	⑦変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

#### 6. 避雷器

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ギャップなし避雷器の場合は、漏れ電流測定を行い、その良否を確認する。	5Y	

#### 7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	

2. 開放形気中開閉器【LBS】	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	1. 「閉鎖形気中開閉器」①から⑤によるほか、次による。		
	①接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
3. 真空開閉器	②電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	対象外
	③操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	
	1. 「閉鎖形気中開閉器」①から⑤によるほか、次による。		
	①真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。	5Y	
	②操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	

#### 8. 高圧カットアウト

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧カットアウト	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	

#### 9. 高圧電磁接触器

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧電磁接触器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	油入形に限る 対象外
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。	1Y	
	⑥油面計により油量が適正であることを確認する。	1Y	
	⑦操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	5Y	
	⑧内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	5Y	

10. 力率改善装置

点検項目	点検内容	周期	備考
力率改善装置 【進相コンデンサ 直列リアクトル】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	対象外
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験	5Y	

11. 指示計器、表示操作及び保護継電器

点検項目	点検内容	周期	備考
指示計器、表示操作、保護継電器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	・指示計器に限る ・保護継電器に限る
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑤各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認する。	1Y	
	⑥保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。	1Y	
	⑦シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器との連動試験）を行う。	1Y	

12. 低圧開閉器類（配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等）

点検項目	点検内容	周期	備考
低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。	1Y	
	⑤配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	1Y	

13. 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）

点検項目	点検内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁 スイッチギヤ 【GIS、C-GIS】	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、き裂の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。	1Y	
	⑦密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作復帰の点検をする。	1Y	

	⑧絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	密度スイッチが設置されている場合は除く（対象外対象外）
	⑨ガスの純度が規定値以上にあることを確認する。	3Y	
	⑩ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	3Y	

#### 14. その他の特別高圧関連機器

点検項目	点検内容	周期	備考
充電判定装置	電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	1Y	

#### 電灯・動力設備

##### 1. 分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱等

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。 ・耐熱形分電盤は6Mとする。 ・耐熱形分電盤に限る。 ・耐熱形分電盤（1種）に限る。
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	
b. 屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	
	④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。	1Y	
2. 導電部			
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。 ・耐熱形分電盤は6Mとする。
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
3. 機器			
【遮断器、継電器、電磁接触器、タイマー、リモコン、変圧器等】	①漏電遮断器のテストボタンにて動作の確認を行う。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。 ・耐熱形分電盤は6Mとする。 ・耐熱形分電盤に限る。
	②各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	
	③点検時を除き非常用ブレーカーがON（入）になっていることを確認する。	6M	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・耐熱形分電盤は6Mとする。
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・単独接地極の場合に限る。

## 2. 制御盤

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	・耐熱形盤は6Mとする。
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は6Mとする。
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	・耐熱形盤に限る。
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	・耐熱形盤（1種）に限る。
b. 屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	
	④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。	1Y	
	なお、フィルターがある場合は、目詰まりを点検する。	1Y	
2. 導電部			
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は6Mとする。
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は6Mとする。
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	・耐熱形盤は6Mとする。
3. 機器、制御回路			
a. 遮断器、電磁接触器、継電器、端子台、制御スイッチ、計器、変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサ、ヒューズ類	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作確認を行う。	1Y	
	②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。	1Y	
	⑤換気扇の回転状態、異常音の有無を点検する。又はン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。	1Y	
	⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。	1Y	
	⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。	1Y	
b. 制御回路	①自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。	1Y	
	②警報装置の動作確認を行う。	1Y	
	③液面継電器の動作確認を行う。	1Y	
	④インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	1Y	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	・単独接地極の場合に限る。

### 3. 幹線

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。	1Y	
	②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。	1Y	
	③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y	
2. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。	1Y	
	②接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y	
3. ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 防火区画貫通処理部	き裂、欠落等の有無を点検する。	1Y	
5. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

#### 構内配電線路・通信線路

##### 1. 構内配電線路及び構内通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ハンドホール、マンホール等	①き裂、損傷及び沈下の有無を点検する。	1Y	
	②周辺地盤の沈下の有無を点検する。	1Y	
	③蓋及び金物の取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④さび、腐食等の劣化の有無を点検する。	1Y	
2. 電柱	①沈下、傾斜及び倒壊の危険等の有無を点検する。	1Y	
	②電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	③立ち上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線等の有無を点検する。	1Y	
	⑤接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
3. 架線	①架空電線の損傷の有無を点検する。	1Y	
	②架空電線の張力（たわみ）の状況を点検する。	1Y	
	③接続箇所の損傷及び劣化の有無を点検する。	1Y	
	④架空電線と工作物又樹木等の接近状態を点検する。	1Y	
	⑤ちょう架用線との取付け状態を点検する。	1Y	
4. 地中線	①ハンドホール等の内部のケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	②高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	③ケーブルの立ち上り部分の損傷、劣化の有無を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	④ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態を点検する。	1Y	・ハンドホール及び

	る。 ⑤埋設標の設置状態を点検する。	1Y	マンホール内に限る。
--	-----------------------	----	------------

## エ 非常用発電機設備保守点検に関する業務

### 1. 点検の範囲

#### (1) 対象設備

(a) 受電設備容量 450kVA  
(単相 150kVA : 三相 300kVA)

(b) 受電電圧 6,600V

(c) 発電機 非常用 3φ34kVA

(2) 対象設備について、【非常用発電機設備の点検項目及び点検内容】に示す点検内容を実施すること。

### 2. 保安管理業務内容

保安管理業務の内容は、保安規定に基づき、次に掲げるものとする。

(1) 消防法令に基づき適正に点検を実施すること。

(2) 非常用発電機の運転性能に関する点検については、消防用ポンプ等を用いた負荷試験を実施すること。

(3) 指定管理者が第三者に再委託する場合、電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事の監督、及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。

(4) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導、協議又は助言を行うと共に、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これについて指示又は助言を行う。

(5) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導すると共に、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ精密検査を行う。

(6) 法令に基づく官庁検査の立会。

### 3. 保安管理業務の方法

(1) 保安規定別表に基づく点検、測定および試験は、次に掲げるものとする。

(a) 定期点検 2回/年

対象設備：非常用発電機

### 4. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

(2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め

(4) 次に示す消耗部品の交換又は補充

(a) 潤滑油、グリス、充填油等

(b) ランプ類、ヒューズ類

(c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）

(d) 精製水

- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

#### 5. 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。
- (2) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (5) 定期点検の点検周期の表記は下記による。

6Mは6ヶ月に1回、1Yは1年に1回行うものとする。

- (6) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う。

#### 6. 応急処置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

#### 7. 点検の省略

- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
  - (a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
  - (b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
  - (c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
  - (d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
  - (e) 足場のない給気又は排気のための塔
- (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

#### 8. 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

#### 9. その他

- (1) 維持管理のための情報提供  
指定管理者が第三者に再委託する場合、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。
- (2) 保安規定により定められている点検項目、点検内容及び周期は、本基準書に優先する。なお、保安規程により定められていない事項は、本基準書による。

#### 10. 非常用発電機設備の点検項目及び点検内容

- (1) 消防法の適用を受ける非常用発電機設備は、消防法及びこれに基づく総務省令等の定めるところによる。
- (2) 本業務は、消防法による非常電源、建築基準法による予備電源（以下「防災電源」という。）となる非常用発電機設備に適用する。
- (3) 運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。

1. 非常用発電機設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 発電機室等	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	6M	
	②消火器の有無を点検する。	6M	
	③取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。	6M	
	④保守用 I ビーム、チェーンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。	6M	
	⑤廃油処理が行われていることを確認する。	6M	
	⑥照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。	6M	
	⑦各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。	6M	
	⑧点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	6M	
2. 本体基礎部等	①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
	②防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。	6M	
	③付属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。	1Y	
	④原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	1Y	
3. 原動機 a. ディーゼル機関・ガス機関	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	
	②各部の汚損、変形等の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。	6M	
	④クランクケース、過給機、燃料ポンプ、调速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。	6M	
	⑤潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。	6M	
	⑥機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1Y	
	⑦燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。	1Y	
	⑧燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。	1Y	・紙フィルターは交換する。
	⑨過流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無を点検する。	1Y	
	⑩调速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況を点検する。	1Y	
	⑪潤滑油の交換は、潤滑油を潤滑油用プライミングポンプ、ウィングポンプ、ドレンプラグ等により排出し、フラッシング油を使用して清掃し、作業終了後フラッシング油を抜き取り新油を給油する。なお、潤滑油（製	6Y	対象外



	<p>21. 始動電動機等の点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラシの摩耗状況を測定する。</li> <li>・整流子面に異常のないことを確認する。</li> <li>・開閉器主接点の面荒れを点検する。</li> </ul>	6Y	対象外
b. ガスタービン 機関	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	
	②各部の汚損及び変形の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を点検する。	6M	
	④ボアスコープ等により燃焼器内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	⑤燃料フィルタ及び潤滑油フィルタの分解清掃は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑧による。ただし、カートリッジ式は、カートリッジを交換する	1Y	
	⑥潤滑油交換は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑪による。	6Y	対象外
	⑦下記燃焼器内部の分解点検及び清掃を行う。	6Y	対象外
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料ノズルの燃料配管</li> <li>・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板</li> <li>・アース、ケーブル等</li> <li>・ケーシング及びライナ</li> <li>・点火プラグ及び燃料ノズル</li> <li>・ライナ内外表面の割れ、焼損、カーボンの付着</li> </ul> <p>なお、分解点検後の組立ては注記による。</p> <p>注) 1) 燃料ノズルのガスケット両面には、シーリング剤を塗布する。</p> <p>2) ノズル及びケーシングの取付けボルトには、二硫化モリブデン焼付防止剤又は同等品を塗布する。</p> <p>3) ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検を実施する。</p>		
	⑧タービン翼及びタービンノズルを下記により分解点検する。	6Y	対象外
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライナを取外した状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検する。</li> <li>・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、き裂等の有無を点検する。</li> </ul> <p>なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無を点検する。</p>		
⑨圧縮機の分解点検は、下記により行う。	6Y	対象外	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・圧縮機吐出し圧力、取出しタップをプレートと共に取外し、同位置に専用測定器具を取付ける。</li> <li>・ガスタービンを起動し、回転速度数、圧縮機吐出し圧力、圧縮吐出し温度及び排気温度を記録する。</li> <li>・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用してガスタービンの性能低下があるか調査する。</li> </ul>			
⑩始動電動機等は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」21.による。	6Y	対象外	
①発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。	6M		
4. 発電機			

	②発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。	6M	
	③スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
	④接地線の断線、き裂及び接続部の緩みの有無を点検する。	6M	
	⑤ブラシ付発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリッリング等の清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態を点検する。	6M	
	⑥軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。	1Y	
	⑦潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。	1Y	
5. 発電機制御盤類	①盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。	6M	
【発電機盤、自動始動盤、補機盤】	②主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。	6M	
a. 盤本体・内部配線等	③主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。	6M	
	④碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。	6M	
	⑤接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。	6M	
	⑥スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
b. 盤内機器	①自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。	6M	
	②交流遮断器は、受変電設備「3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）」。		
	③手動断路器は、受変電設備「4. 断路器」。		
	④計器用変成器は、受変電設備「5. 計器用変成器」。		
	⑤負荷開閉器は、受変電設備「7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）」。		
	⑥指示計器、表示操作及び保護継電器は、受変電設備「11. 指示計器、表示操作及び保護継電器」。		
	⑦配線用遮断器等の開閉器類は、受変電設備「12. 低圧開閉器類」。		
c. 制御回路部	①制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。	6M	
	②補機盤は、次による。 ・補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）の操作	6M	

	及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを確認する。	6M	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。
6 始動用装置類			
a. 蓄電池設備	①直流電源設備「3.蓄電池」。 ②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。	6M 6M	
b. 空気始動設備	①始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができることを確認する。 ③附属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることを確認する。 ④安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることを確認する。 ⑤空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否を確認する。 ⑥始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることを確認する。	6M 6M 6M 1Y 6M 1Y	
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異音、異常振動及び過熱がないことを確認する。また、充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることを確認する。	1Y	
d. 燃料槽	①燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。 ②燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。 ③燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。 ④燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。 ⑤燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。 ⑥燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。 ⑦地下燃料タンクのマンホール内部のさびの有無を点検する。	6M 6M 6M 1Y 6Y 6Y 1Y	対象外 対象外
e. 燃料移送ポンプ	①ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ②ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。 ③本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④電動機との直結部分又はプーリー間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤軸封部分からの漏油の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	
f. ガス系統付属			

機器			
イ. ガス昇圧機	①損傷、油漏れ、水漏れ等の有無を点検する。 ②油量を確認する。 ③温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無を点検する。 ④軸封部等の漏れの有無を点検する。	6M 6M 1Y 1Y	
ロ. 空熱比制御装置	①制御機器の作動を確認する。 ②外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。	1Y 1Y	
ハ. ガス調圧機 【レギュレータ】	ガス調圧器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ニ. 逆火防止装置 【フレームアレスタ】	逆火防止装置を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ホ. 点火装置	①点火プラグ・コードを点検する。 ②分配器（ディストリビュータ）を開放し、内部の点検をする。 ③高電圧発生器を開放し、内部の点検をする。	6M 1Y 6Y	対象外
ヘ. ガス混合器 【ガスマキサ】	ガス混合器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
g. 冷却水系統 地下水槽等	①ボールタップ等の自動給水装置の変形損傷等の有無を点検し、動作が正常であることを確認する。 ②地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無を点検する。 ③冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装を行う。 ④地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無を点検する。 ⑤地下水槽内部の清掃、点検終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることを確認する。	6M 6M 6Y 6Y 6Y	対象外 対象外 対象外
h. 冷却塔	①羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。 ②充填材の汚損の程度を点検する。 ③冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無及び水の透明等を点検する。 ④送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりを点検する。 ⑤水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃を行う。 ⑥自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無を点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無を点検する。 ⑦ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態を確認する。 ⑧フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	

	無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に「入・切」することを確認する。		
	⑨通風装置のベルトを点検し、スリップによる摩耗、縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無を点検する。	1Y	
i. 冷却水ポンプ	①圧力計の動作状態の良否を点検し、連成計及び圧力計の数値を確認する。	6M	
	②本体及び軸受部分の異音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。	6M	
	③本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分からの漏水の有無を点検する。	6M	
	④ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩みの有無を点検する。	1Y	
j. ラジエータ	①本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。	6M	
	②ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。	6M	
	③屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。	6M	
	④ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	6M	
k. 換気装置	①給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、き裂、異音、異常振動等の有無を点検する。	6M	
	②軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	6M	
l. 配管			
(イ) 排気管	①排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。	6M	
	②排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及びき裂の有無を点検する。	6M	
	③排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及びき裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。	6M	
	④室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	1Y	
(ロ) 各種配管	①配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。	6M	
	②配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	6M	
	③原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。	6M	
	④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお、点検で取り外したパッキンは交換する。	1Y	
	⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	1Y	

m. 排気消音器	①支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。 ②ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	6M 1Y	
n. 耐震装置	①ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ②基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	6M 6M	
o. 排気ガス処理装置 【三元触媒式処理装置、脱硝触媒式処理装置、水噴射式処理装置、蒸気噴射式処理装置】	①装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。 ②排気ガスを測定し、性能を確認する。 ③制御機器の作動の良否を確認する。	6M 6M 6M	
7. 接地抵抗	①接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ②接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	6M 6M 1Y	
8. 絶縁測定	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1Y	
9. 運転機能 a. 試運転	①始動タイムスケジュール及びシーケンス（自動動作状況）を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。 ②始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。 ③運転中、下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力 ④ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。 ⑤運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。 ⑥保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M 6M	

	⑦自動始動盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。ただし、自動停止ができないものは、機側手動停止装置により行う。	6M	
	⑧ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。	6M	
	⑨試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	6M	
b. 調速機	①瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の 100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	1Y	・100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。
	②瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。	1Y	
c. 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。	1Y	・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
d. 実負荷運転	① 設定されている消防設備の負荷をかけて、次の測定を行い、その適否を確認する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度</li> <li>・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度</li> <li>・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力</li> <li>・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度</li> <li>・原動機の回転速度</li> <li>・燃料消費量</li> <li>・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅）</li> <li>・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値を測定する。</li> </ul>	1Y	
	②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。	1Y	
	③運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。	1Y	
	④運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。	1Y	
	⑤敷地境界線において騒音測定を行う。	1Y	
	⑥発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。	1Y	
	⑦試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	1Y	

e. 予備品等	①製造者標準の予備品がそろっていることを確認する。 ②設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認する。 ③保守工具、取扱い説明書が備えてあることを確認する。	6M 6M 6M	
---------	--	----------------	--

## オ 太陽光発電設備保守点検に関する業務

### 1. 点検の範囲

#### (1) 対象設備

(a) 受電設備容量 450kVA  
(単相 150kVA：三相 300kVA)

(b) 受電電圧 6,600V

(c) 太陽光発電設備 3φ200V10kVA 1式

(2) 対象設備について、【太陽光発電設備の点検項目及び点検内容】に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。なお、点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、速やかに対応すること。

### 2. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - (a) 潤滑油、グリス、充填油等
  - (b) ランプ類、ヒューズ類
  - (c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
  - (d) 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

### 3. 点検及び保守等の実施

- (1) 以下に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を講ずる。
- (2) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。
- (3) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (4) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (5) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (6) 定期点検の点検周期の表記は次による。  
6Mは6ヶ月に1回、1Yは1年に1回行うものとする。
- (7) 点検時期  
定期点検については年間に2回行うものとする。
- (8) 緊急時の対応  
当該設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、また点検の結果対象部分が異常な場合、速やかに、故障状態を確認するとともに事態に応じた簡易な適切な処置をとる。

(9) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行うこと。

4. 応急処置等

(1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。

(2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

5. 点検の省略

(1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

- (a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
- (b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
- (c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
- (d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
- (e) 足場のない給気又は排気のための塔
- (f) ロッカー・家具等があり点検不可能なもの

(2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

6. 点検及び保守に伴う注意事項

(1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

(2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

7. その他

(1) 維持管理のための情報提供

指定管理者が第三者に再委託する場合は、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

8. 太陽光発電設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

(1) 本基準書は、システム容量100kW未満の太陽光発電設備に適用する。

(2) 点検項目及び点検内容は下表による。

1. 太陽光発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 太陽光電池アレイ	①モジュールの汚れ、損傷、変色の有無を点検する。	6M	
	②アレイの枠及び架台の変形、錆、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③外部配線の損傷、端子接続部の緩みの有無を点検する。	6M	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を確認する。	1Y	
	⑤主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
2. 接続箱	①外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	6M	
	②外部配線の損傷、端子接続部の緩みの有無を点検する。	6M	

	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を確認する。	1Y	
	④主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤開放電圧を測定し、アレイ開放電圧とストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認する。	1Y	
3. パワーコンディショナー・系統連携保護装置	①外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	6M	
	②配線の損傷、端子接続部の緩みの有無を点検する。	6M	
	③動作時の異常音及び異臭の有無を点検する。	6M	
	④換気口フィルターの汚れ・目詰まり等の有無を確認する。	6M	
	⑤接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を確認する。	1Y	
	⑥主回路及び制御回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦インバータ内部の保護機能が正常であることを確認する。	1Y	
	⑧系統連携保護継電器が正常に動作することを確認する。	1Y	
	⑨投入ロック試験により、次の動作確認を行う ・停電時に太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないこと。 ・復電時に所要時間内に並列運転できること	1Y	
4. 接地	①配線の断線及び損傷の有無を点検する。	6M	
	②接地工事種別ごとに接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 発電状態	正常に発電していることを次の表示により、確認する。 ・運転・停止等の状態 ・過去の発電電力・積算電力量等の値	6M	
6. 表示装置	①発電表示パネルの取り付け状況を確認する。	6M	
	②表示装置を駆動する PC システムが正常に動作しているか確認する。	6M	

## カ 防火対象物点検に関する業務

### 1. 業務内容

#### (1) 防火対象物点検

消防法第8条の2の2第1項及び第8条の2の3の規定に基づき実施すること。

(2) 防火対象物の点検を行い、点検結果報告書を2部作成し提出する。また、消防署に点検結果報告書を提出すること。

(3) 点検回数は年1回とし、点検する職員は、消防設備士の資格を有する技術者とする。

(4) 保守点検の内容

(a) 届出

(b) 消防計画

(c) 防災物品の表示

- (d) 消防用物品等
- (e) 火を使用する設備の位置・構造及び管理等
- (5) 指定管理者が本業務を再委託する場合、受託者は必要な事項について詳細に点検し、その結果を、指定管理者に対し是正のための適切な助言を与えること。

## キ 消防設備保守点検に関する業務

### 1. 保守点検の範囲

- (1) 指定管理者に適切かつ迅速に報告するとともに、もし、不適切な事項が確認された場合において対象設備は以下のとおり。

#### (a) 消防設備

- 自火報設備 1 式
- 消火器設備 1 式
- 誘導灯設備 1 式
- 非常放送設備 1 式
- 屋内消火栓設備 1 式

#### (b) 建築基準法関係防災設備

- 非常用照明装置設備 1 式
- 防火扉・防火シャッター・排煙設備 1 式

- (2) 対象設備について、【消防設備定期点検業務内容】に示す点検内容を実施すること。

### 2. 保守の範囲

総合点検及び外観点検・機能点検・作動試験の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - (a) 潤滑油、グリス、充填油等
  - (b) ランプ類、ヒューズ類
  - (c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
  - (d) 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

### 3. 点検及び保守等の実施

- (1) 別表に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を講ずる。
- (2) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とすること。
- (3) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (4) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (5) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (6) 機器点検・総合点検の点検周期の表記は下記による。

6Mは6ヶ月に1回、1Yは1年に1回行うものとする。

#### (7) 点検時期

総合点検については年間1回、外観点検・機能点検・作動試験については年間に2

回行うものとする

(8) 緊急時の対応

当該設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、また点検の結果対象部分が異常な場合、速やかに、故障状態を確認するとともに、事態に応じた簡易な適切な処置をとること。

4. 応急処置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

5. 点検の省略

- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
  - (a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
  - (b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
  - (c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
  - (d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
  - (e) 足場のない給気又は排気のための塔
  - (f) ロッカー・家具等があり点検不可能なもの
- (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

6. 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

7. その他

- (1) 維持管理のための情報提供  
指定管理者が第三者に再委託する場合、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。
- (2) 消防用設備等の点検立会い制度  
消防用設備等の点検立会い制度により、一般社団法人福岡県消防設備安全協会より派遣される点検立会い指導員が点検の立会を実施する場合がある。

8. 消防設備定期点検業務内容

- (1) 防災設備の点検保守に関する業務について適用する。
- (2) 業務目的

本業務は防災設備について専門的見地から点検等により劣化および不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

A. 消防用設備等

1 総合点検・機器点検	点検の基準、期間及び結果報告は「消防法第 17 条の 3 の 3」、「同法施行令第 36 条」、「同法施行規則第 31 条の 6」及びこれに基づく告示（昭和 50 年消防庁告示第 3 号および告示第 14 号）（平成 16 年消防庁告示第 9 号）（平成 14 年 6 月 11 日消防予 172 号）等に定めるところによる。
-------------	---

B. 建築基準法関係防災設備

1 点検及び保守	点検の基準、期間及び結果報告は、「建築基準法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本項による。
2 非常用照明装置	非常用照明装置の点検項目、点検内容は、表 1 による。

表 1 非常用照明装置

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検	①照明器具の破損、変形、腐食の有無を確認する。	6M	
	②照明器具の取り付け状態及び使用ランプの適否を点検する。	6M	
	③充電表示灯（充電モニタ）点灯（緑色）していることを確認する。	6M	
	④自主評定マーク（JIL 適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJ マーク）の有無を確認する。	6M	
2.機能点検	①ランプの汚れ、劣化等の有無を確認する。	6M	
	②点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切り替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	6M	
	③電池内蔵型照明器具は 30 分間以上（48 時間以上充電後）継続して有効に点灯することを確認する。	6M	
	④電池別置型照明器具は予備電源に切り替えて 30 分間以上点灯することを確認する。	6M	
3.照度測定	①JISC7612「照度測定方法」により床面の水平面照度を測定する。	6M	
	②測定位置は避難行動に重要な箇所で人の動線となる箇所とする。（避難階段及び主階段の踊り場・廊下の屋外への出口に近い場所）	6M	
4.予備電源 [内蔵型を除く] a.外観状況	①全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。又、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。	6M	

b. 機能	②封口部のはがれ、き裂等の有無を点検する。	6M	
	③全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。	6M	
	④架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	6M	
	⑤蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	⑥蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。	1Y	
	①浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。	6M	
②浮動充電中の電解液比重及び温度測定を下記により行い、その良否を確認する。	6M		
	・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形シール鉛蓄電池は電解液比重測定を除く）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。	1Y	
③上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後均等充電を行う。	6M		

3 防火扉、防火シャッター等	<p>防火扉、防火シャッターの点検項目、点検内容は、表 2 による。</p> <p>なお、随時閉式の防火扉等(※1)について、点検資格を有する者(※2)により建築基準法第 12 条に基づく点検を実施すること。</p> <p>※1：防火扉、防火・防煙シャッター、防火・防煙スクリーン</p> <p>※2：一級・二級建築士、防火設備検査員</p> <p>防火シャッター14 箇所、防火扉設備 5 箇所</p>
----------------	--

表 2 防火扉、防火シャッター等

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.建具			
イ、防火扉	①防火扉の周囲に、閉鎖上及び避難上障害となるものがないことを確認する。	6M	
	②建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。	6M	
	③金物類の変形、さび、腐食の有無を確認する。	6M	
	④温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確	6M	

	認する。		
ロ.防火シャッター	①シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。	6M	
	②開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの磨耗の有無 ・巻取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付け状態の良否	6M	
	③表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。	6M	
	④さび、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。	6M	
b.自動閉鎖装置			
イ.防火扉	①自動閉鎖装置が正常な状態でセットされていることを確認する。	6M	
	②自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M	
ロ.防火シャッター	①自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
	②温度ヒューズ付シャッターの場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M	
c.連動制御器			
イ.連動制御器	①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。	6M	
	②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。	6M	
	③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。	6M	

ロ.予備電源 [内蔵型に限 る]	充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。	6M	
ハ.ランプ、スイッチ、ヒューズ類	①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。	6M	
	②スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する	6M	
	③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	6M	
d.感知器	①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。	6M	
	②設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。	6M	
	③設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。	6M	
	④熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。	6M	
	⑤煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	6M	
2.機能点検			
a.自動閉鎖装置			
イ.防火戸	①連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。	6M	
	②連動制御器に作動表示がされることを確認する。	6M	
	③防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	6M	
ロ.防火シャッター	①シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。	6M	
	②連動制御器の起動信号により、シャッターが正常に作動することを確認する。	6M	
	③ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。	6M	
	④連動制御器に作動表示がされることを確認する。	6M	
	⑤閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する	6M	
ハ.危険防止機	次の状態を確認し、その良否を点検する。	6M	

構 障害物感知装 置（自動閉鎖 型）に限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連動制御器および作動スイッチ等の操作からの起動信号により危害防止用連動中継器が作動し、防火シャッターが下降すること。</li> <li>・傷害物がある場合、防火シャッターは自動的に降下を停止すること。また、障害物を取り除いた場合、自動で再降下し全閉すること。</li> <li>・予備電源の試験を行い、蓄電池の容量が適正であること。</li> <li>・注意換気装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること。</li> </ul>			
b.連動制御器	イ.連動制御器	①連動作動試験は、感知器の機能点検に行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M	
		②遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M	
		③付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がであることを確認する。	6M	
	ロ.予備電源 内蔵型に限る	①容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。 ②常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。	6M 6M	
c.感知器		①補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能もしくは遠隔試験機能有する場合を除く）	6M	
		②イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能もしくは遠隔試験機能有する場合を除く）	6M	
3.総合点検		①煙感知器の感度は所定の感度試験器により感度が所定の範囲内であることを確認する。（自動試験機能を有する場合を除く）	1Y	
		②予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動すること	1Y	

	を確認する。 ③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り）	1Y	
--	---	----	--

4 防火ダンパー	防火ダンパーの点検項目、点検内容は、表3による。 本項の防火ダンパーは、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。		
----------	---	--	--

表3 防火ダンパー

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.ダンパー本体	①変形、さび、腐食、傷、掛耗の有無を確認する。 ②温度ヒューズの掛傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。 ③ダンパーのがたつき、及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する	6M 6M 6M	
b.自動閉鎖装置	①ダンパーが正常な状態でセットされていることを確認する。 ②自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。 ③温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6M 6M 6M	
c.連動制御器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
d.感知器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
2.機能点検			
a.自動閉鎖装置	①FDは次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。 ②FDを除くダンパーは次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動す	6M 6M	

	<p>ることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。</li> <li>・連動制御器に作動表示がされることを確認する。</li> <li>・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。</li> </ul>		
b.連動制御器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
c.感知器 FDを除く	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
3.総合点検	<p>①連動制御器の遠隔操作スイッチ及び感知器連動によりダンパーが正常に作動することを確認する。</p> <p>②ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は所定連動動作が適切に行われることを確認する。</p> <p>③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源回路と大地間（1回線当り）</li> <li>・端末器回路と大地間（1回線当り）</li> <li>・感知器回路と大地間（1回線当り）</li> </ul>	1Y	
		1Y	
		1Y	

5 排煙設備 自然排煙口	<p>排煙設備（自然排煙口）の点検項目、点検内容は、表4による。</p> <p>本項の防火ダンパーは、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（FD）及び煙感知器連動型防火ダンパー（SD）等に適用する。</p>
-----------------	---

表4 排煙設備（自然排煙口）

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.排煙窓	<p>①著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。</p> <p>②建具のがたつき、緩み等の有無を確認する</p> <p>③召し合わせ及び気密性の良否を確認する。</p> <p>④作動に支障を来たす障害物が排煙窓の周囲にないことを確認する。</p>	6M	
		6M	
		6M	
		6M	
b.手動開閉装置	<p>①著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。</p> <p>②器具のがたつき、緩み等の有無を確認する</p> <p>③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。</p>	6M	
		6M	
		6M	

2.機能点検	④排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等伝達部に著しい変形、損傷、及び腐食がないことを確認する。	6M	
	⑤周囲に動作に支障を来たす障害物が無いことを確認する。	6M	
	①手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否を確認する。	6M	
	②排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	6M	

6 排煙設備 (機械排煙設備)	排煙設備（機械排煙設備）の点検項目、点検内容は、表5による。
--------------------	--------------------------------

表5 排煙設備（機械排煙設備）

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.排煙口・可動垂れ壁	①著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を確認する。	6M	
	②器具のがたつき、緩み等の有無を確認する。	6M	
	③周囲に動作に支障を来たす障害物が無いことを確認する。	6M	
b.手動開閉装置	①著しい変形、損傷及び腐食の有無を確認する。	6M	
	②器具のがたつき、緩み等の有無を確認する	6M	
	③手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。	6M	
	④排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等伝達部に著しい変形、損傷、及び腐食がないことを確認する。	6M	
	⑤周囲に動作に支障を来たす障害物が無いことを確認する。	6M	
	⑥電気式の場合は通電表示等が点灯していることを確認する。	6M	
c.連動制御器	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による		
d.感知器	前項3. 防火戸・防火シャッター表の当該事項による。		
e.ダクト	異常がないことを確認する。		
f.防火ダンパー	前項4. 防火戸ダンパーの当該事項による。		
g.排煙機	正常に作動することを確認する。		
2.機能点検	①手動開閉装置の操作による排煙口及び可動垂れ壁の	6M	

3.総合点検	作動状況の可否を確認する。		
	②連動制御機又は手動開閉装置の作動命令により、排煙口及び可動垂れ壁が正常に作動することを確認する。	6M	
	③連動制御機又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示窓の表示状況を確認する。	6M	
	④排煙口及び可動垂れ壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	6M	
	①自動又は手動起動装置の起動の操作により、排煙口及び可動垂れ壁の作動、排煙機の起動が適切におこなわれることを確認する。	1Y	
	②排煙機を起動させ、次について確認する。 ・異常音・異常振動の有無 ・電圧・電流値 ・風量 ・回転方向	1Y	
③排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は所定の連動動作が適切に行われることを確認する。	1Y		
③次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り）	1Y		

### 設置機器集計表

名 称	摘 要	数 量	単 位
受信機 P 型 1 級	1 9 回線以下	1	面
受信機 P 型 1 級	2 0 回線超時加算額 / 1 0 回線増毎	1	式
副受信機	1 9 回線以下	2	面
副受信機	2 0 回線超時加算額 / 1 0 回線増毎	2	式
差動式スポット型感知器	5 0 個まで	5 0	個
差動式スポット型感知器	5 1 ~ 1 0 0 個まで	3 0	個
定温式スポット型感知器	5 0 個まで	1 5	個
煙感知器	5 0 個まで	5 0	個

煙感知器	51～100個まで	8	個
P型1級発信機		6	個
表示灯		6	個
消火栓起動装置		1	個
常用電源	交流電源	1	組
予備電源（受信機のみ）	蓄電池設備	1	組
非常電源	自家発電設備	1	組
非常電源	蓄電池設備	1	組
消火栓	粉末消火器加圧式	21	本
誘導灯	50灯まで	13	台
非常警報装置 操作部（電源部）		1	組
非常放送 増幅器操作部	200W以下	3	台
非常放送 増幅器操作部	自火報連動の場合加算	1	式
非常放送 スピーカー	50個まで	50	個
非常放送 スピーカー	51個目～100個まで	34	個
非常放送 アッテネータ		18	個
非常放送 遠隔操作器		2	個
非常放送 常用電源		1	個
非常放送 非常電源		1	個
非常照明	50灯まで	50	台
非常照明	51～100灯目まで	11	台
ダンパー（FD以外）	50個まで	6	個
ダンパー（FD）		8	個
排煙口	50個まで	50	個

排煙口	51～100個まで	34	個
防火戸 ドア式 S型	50枚まで	6	枚
防火戸 ドア式 W型	50枚まで	10	枚
防火戸 引戸式ウエイト閉鎖型	煙連動無し	2	枚
防火シャッター 手動式	50枚まで	14	枚
手動装置	50組まで	7	組
加圧送水装置		1	組
操作盤		1	面
消火栓		5	組
水源（貯水槽・給水装置・バルブ）		1	組
呼水装置		1	組

## ク 設備機器保守点検に関する業務

### 1. 業務内容

#### (1) 保守点検

保守点検において、異常が発生した場合には、速やかに報告すること。

#### (2) 維持管理業務における注意

保守点検業務については、北野複合施設の営業に支障がない様に、十分日程の調整・協議を行い、指示された曜日、期日を守り実施すること。

#### (3) 緊急時の対応

緊急時の連絡体制を明確にするとともに、緊急時には速やかに対応をすること。

### 保守点検対象表

保守対象業務	数量	点検回数	備考
1. 空冷ヒートポンプエアコン			
室外機	28台	巡回点検	
フィルター清掃	52台	年2回	
2. コンパクト型空調機			

プール系統	1台	巡回点検	
フィルター清掃	1台	年2回	
3. ポンプ、ブローア			
ラインポンプ	2台	巡回点検	
加圧給水ポンプユニット	1台	巡回点検	
ジェット加圧装置（ジャグジー用）	1台	巡回点検	
バイブラ装置（ジャグジー用）	1台	巡回点検	
温水ポンプ	3台	巡回点検	
4. 膨張タンク	2台	巡回点検	
5. 無圧式温水機	1台	巡回点検 定期点検年1回	
6. コージェネレーションパッケージ	1台	巡回点検 定期点検年1回	
7,HMXシステム	1台	巡回点検	
8,デシカント空調機	1台	巡回点検	
9.空調ファン点検	1台	巡回点検	
フィルター清掃	1台	年2回	
10.ファンコイルユニット			
フィルター清掃	2台	年2回	
11. ろ過装置			
歩行訓練プール用	1台	巡回点検	
ジャグジー用	1台	巡回点検	
12. 薬注装置			
歩行訓練プール用	1台	巡回点検	
ジャグジー用	1台	巡回点検	
13. 全熱交換器	4台	巡回点検	
フィルター清掃	4台	年2回	
14.自動制御機器			
中央監視装置	1台	定期点検年1回	
自動制御装置	1式	定期点検年1回	

15. 設備遠隔監理			
遠隔監視業務	1式	常時	
緊急対応業務	1式	常時	

(空調設備)

エアーフィルター定期清掃整備

標準周期：年2回

点 検 整 備 標 準 仕 様	別 途 項 目
<p>【空気調和機、ファンコイルユニット、全熱交換機、エアコン】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象フィルターの濾材全数取外し、及び外観状態(損耗・汚れ状況)確認</li> <li>濾材清掃          &lt;サランネットタイプ&gt;          バキュームクリーナーによる除塵整備          &lt;フィレドンタイプ&gt;          高圧洗浄機による水スプレー洗浄整備、又はバキュームクリーナーによる除塵整備</li> <li>整備済濾材の取付復旧洗浄整備した箇所は代替予備品を取付ける</li> <li>洗浄処理済濾材の乾燥、及び所定保管場所への搬入整理</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>交換用予備フィルター、及び使用済フィルターの廃棄処分</li> <li>フィルターの薬品洗浄</li> </ol>

※本業務仕様の対象は、洗浄可能なプレフィルター(サランネットタイプ・フィレドンタイプ)とし、使い捨て式フィルター(中性能・高性能・粘着式・活性炭フィルター等)については対象外とする。

※洗浄整備を行うための代替予備フィルターは、別途、支給戴くものとする。

※別途項目として示すフィルターの交換、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

中央監視装置

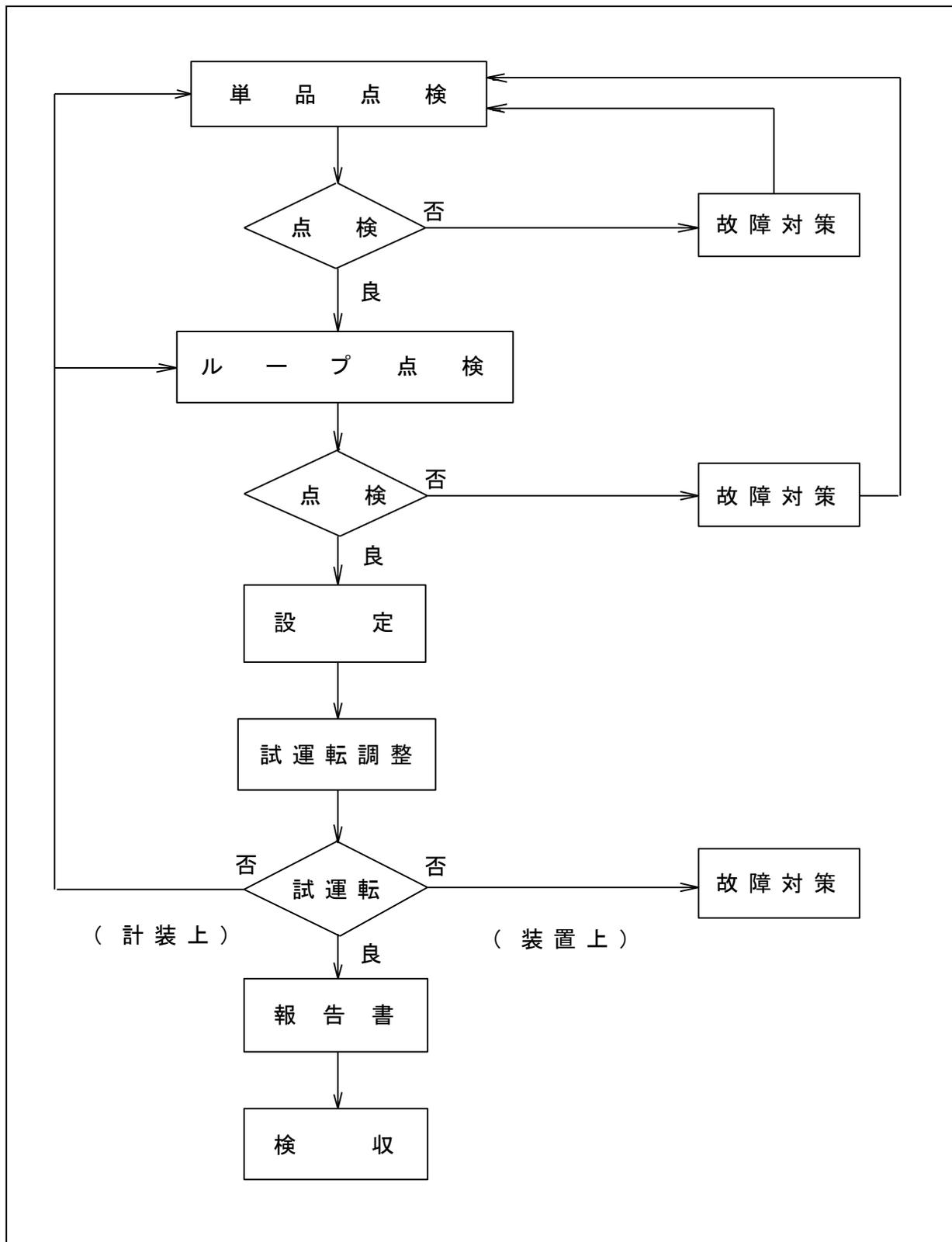
ユニット	保守項目	標準 点検周期	作業 条件
1. M C U	(1)バックアップバッテリーの確認 ①バックアップバッテリー放電電圧測定 ②バックアップバッテリー外観点検 ③バックアップバッテリー定期交換 (2)電源電圧、リップルの測定、調整 (3)各部のクリーンアップ (4)インジケータ表示の確認 (5)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (6)各端子の締付確認 (7)液晶ディスプレイ、タッチパネル設定の確認、調整 ①コントラストの調整 ②タッチパネル動作確認、調整 (8)システム基本機能の確認	1 年 1 年 5 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	C A A C C A C C A B A

《作業条件》

- A : システムを停止せずに実施出来る点検
- B : 一時的にシステム停止が必要な点検
- C : システムを停止しなければならない点検
- D : システムを停止しなければならない点検でかつ動作状況、  
設置環境により作業内容が変わる可能性がある点検

# 総合点検

※ 総合点検フローは、下記手順に従って実施いたします。



自動制御機器

総合点検

機 種	保 守 項 目	備 考
1. 温度発信器 湿度発信器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び点検校正 (4) 伝送電圧の点検 (5) コントローラとの伝送状態の点検確認 (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (7) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	
2. コントローラ	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (4) 電源電圧・各制御電圧の点検及びバックアップ電池の点検 (5) 各ファイルのデリート状態及びエラー状態の確認 (6) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 (7) 制御パラメータ及び制御プログラムの作動確認 (8) 上位伝送状態の点検確認 (9) 各センサー・変換器との伝送状態の点検・確認 (10) アナログデータに対する誤差試験 (11) 各入出力信号（発停・警報・アナログ）に対する 調節計の作動点検 (12) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (13) 規定値の設定 (14) 最適値の設定 (15) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	

自動制御機器

総合点検

機 種	保 守 項 目	備 考
3. 変換器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (4) 電源・電圧の点検 (5) 標準試験器によるゼロ・スパン調整 (6) 各設定に対する出力信号の点検・調整 (7) 伝送電圧の点検 (8) コントローラとの伝送状態の点検確認 (9) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (10) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	
4. 操作器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク 調整・回転角度の調整 (4) モータの回転作動・回転角度の点検 (5) ポテンショメータ接触点の清掃及び点検 (6) 伝送電圧の点検 (7) コントローラとの伝送状態の点検確認 (8) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (9) 実制御に於ける制御状態での 点検・確認・調整	
5. 自動制御用 調節弁	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) グランド部漏れ点検 (4) バルブストローク作動点検及び 閉止位置での漏れ点検・調整 (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整 (6) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	

## 標準周期：年2回

点 検 整 備 標 準 仕 様	別 途 項 目
<p>【空調機、ファンコイルユニット、全熱交換機】</p> <p>1. 対象フィルターの濾材全数取外し、及び外観状態(損耗・汚れ状況)確認</p> <p>2. 濾材清掃          &lt;サラネットタイプ&gt;          バキュームクリーナーによる除塵整備          &lt;フィレドントタイプ&gt;          高圧洗浄機による水スプレー洗浄整備、又はバキュームクリーナーによる除塵整備</p> <p>3. 整備済濾材の取付復旧洗浄整備した箇所は代替予備品を取付ける</p> <p>4. 洗浄処理済濾材の乾燥、及び所定保管場所への搬入整理</p>	<p>1. 交換用予備フィルター、及び使用済フィルターの廃棄処分</p> <p>2. フィルターの薬品洗浄</p>

※本業務仕様の対象は、洗浄可能なプレフィルター(サラネットタイプ・フィレドントタイプ)とし、使い捨て式フィルター(中性能・高性能・粘着式・活性炭フィルター等)については対象外とする。

※洗浄整備を行うための代替予備フィルターは、別途、支給戴くものとする。

※別途項目として示すフィルターの交換、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

## 【遠隔管理業務について】

## 1. 設備管理業務(常時管理=24h対応)

## (1) 業務の方法

対象建物内に在る設備の運転情報を中央監視装置へ経由、市加入の電話回線を用いて伝送し、監視センターに設置した監視装置で遠隔監視、情報収集並びに必要な操作・制御を行う。

また、定期的に拠点の技術員が現地を巡回して、点検整備を行う。

なお、当該設備が故障又は事故、その他の非常事態が発生した場合は監視センターからの連絡を受け拠点から技術員が現地に急行して(以下「緊急出動」という。)応急の措置をするものとする。

## (2) 業務の対象設備

## (a)空調設備

- ・熱源設備
- ・空気調和設備
- ・換気設備

## (b)給排水衛生設備

- ・上水設備
- ・排水設備
- ・給湯設備
- ・便所、洗面設備

## (c)自動制御設備

- ・中央監視設備
- ・自動制御機器

### (3) 業務の内容

#### (a) 遠隔監視、運転操作・制御の業務

- ・対象設備機器の運転状態ならびに警報の監視
- ・対象設備機器の遠方からの運転および停止操作ならびに制御(含む、運転スケジュールの変更)
- ・発生警報に関する状況判断と緊急出動要請
- ・設備クレームの受付、クレームへの対応および対応指示、要請
- ・警報データの収集、応急措置報告の確認、記録
- ・監視、運転操作報告書の作成、提出

#### (b) 巡回点検業務

- ・対象設備機器の五感による状態確認と必要な調整及び運転停止操作
- ・現場計器による計測値の記録と指示値の推移による状況判断
- ・対象設備機器の不良箇所の摘出と必要な小営繕、応急措置
- ・緊急出動による応急措置後の点検
- ・対象設備機器の必要な整備・修繕内容および改善事項の提言
- ・巡回点検報告書の作成、提出

#### (c) 緊急派業務

- ・発生警報に基づく監視センターからの要請による緊急出動、現地確認ならびに応急措置
- ・業務の対象設備に関するクレーム発生時の監視センター等からの要請による緊急出動、現地確認ならびに応急措置
- ・緊急出動により確認した現地の状態および応急措置内容の報告

#### (d) エネルギーデータサービス

- ・エネルギー取引メータの遠隔計測および現場読み取り計測による消費データ値収積、消費傾向曲線の作成、提出

### (4) 業務時間

#### (a) 遠隔監視、運転操作および緊急派遣業務

日曜日～土曜日 0:00～24:00 (24時間)

#### (b) 巡回点検業務

月曜日～金曜日 9:00～17:00の間、月1回実施する。

## 2. 特記事項

業務に関連して建物、設備に係る重要な修繕、改造の必要を認めた場合は、意見を付して市に提言する。

建物、設備の運用に係る重大な影響のある変更の必要を認めた場合も同様とする。

ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機  
(シーズンイン点検)

点検項目	点検内容	周期	備考
1.基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。	IN	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN	
	③防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。	IN	
2.外部の状況			
a.本体	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN	
b.保温材及び吸音材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN	
3.送風機			
a.羽根車	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。	IN IN	
b.シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。	IN	
c.ベルト	弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	IN	
d.プーリー	摩耗等の有無を点検する。	IN	
e.軸受	①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。	IN	
f.カップリング	摩耗、損傷等の有無を点検する。	IN	
g.電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③表面温度の異常の有無を点検する。 ④電流が定格値内であることを確認する。	IN IN IN	
4.熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。	IN	
5.加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。 ②作動の良否を点検する。 ③汚れ、損傷等の有無を点検する。 ④加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。	IN IN IN	
6.エリミネータ	詰まり、腐食等の有無を点検する。	IN	

7.水系統			
a.過湿用給水	①給水止弁の開閉を点検する。 ②漏れ及び汚れのないことを確認する。	IN IN	
b.ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	IN	
c.ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	IN	
8.エアーフィルター		IN	
a.ろ材	詰まり、腐食等の有無を点検する。	IN	
b.枠	変形、腐食等の有無を点検する。	IN	
9.運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ②運転電流が定格以下であることを確認する。	IN	

無圧式温水発生機及び真空式温水発生機

点検項目	点検内容	備考
1. 礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②ボルトの緩みを点検する。	
2. 外観の状況		
a.本体	汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口附近の焼損の有無を点検する。	
b. 保温材	脱落、損傷等の有無を点検する。	
3. 内部の状況		
a.燃焼室及び伝熱面	①清掃のうえ、過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。 ②真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ③燃焼ガス漏れの有無を点検する。 ④運転時にボイラー水位が規定の許容範囲にあることを確認する。	・真空式のものに限る
b. 熱交換器	①接続部の水漏れの有無を点検する。	

<p>C. 煙道及び煙突</p>	<p>②汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。 ③逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。</p> <p>①割れ、腐食等の劣化及び雨水の侵入の有無を点検する。 ②排ガスの漏れの有無を点検する。 ③耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。</p>	<p>・真空式のものに限る</p>
<p>4. 附属品 a. 抽気装置 【真空式ののものに限る】</p> <p>b. 制御安全装置</p>	<p>①作動の良否を点検する。 ②抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の有無を点検する。 ③弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無を点検する。 ④配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。 ⑤抽気ブローの良否を点検する。</p> <p>①温度調節器の作動の良否を点検する。 ②溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。 ③抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。 ④低水位スイッチの作動の良否を点検する。</p>	<p>・真空式のものに限る</p> <p>・真空式のものに限る</p> <p>・無圧式のものに限る</p>
<p>5. 燃焼装置 a. バーナー</p> <p>b. 電極棒</p> <p>C. ストレーナー</p> <p>d. 電磁弁及び油圧</p>	<p>①炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。 ②点火及び消火の良否を点検する。 ③炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。 ④ノズル、ディフューザー、バーナータイル等の焼損、変形、割れ等の有無を点検する。</p> <p>異物の付着及び腐食の有無を点検する。</p> <p>漏れの有無を点検する。</p>	

計	作動の良否を点検する.	
e.火炎検出器	①火炎検出器を取外し、検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無を点検する. ②検出部の装着及び接触の良否を点検する.	

### 【巡回点検について】

平日、昼間の施設営業時間内に技術員により、施設内に設置された設備機器に対し、運転状態・表示状態を巡視し、損耗の度合を調査し、設備機器の円滑な運転および機能の保全に努める。また設備機器に故障又は異常を発見した場合、応急処置の必要がある場合にはそれを行うものとする。

#### 点検項目

##### コンパクト型空調機

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認
- ⑧Vベルトの張りは良いか
- ⑨フィルターの目詰まりはないか

##### 空冷ヒートポンプパッケージ（28台） 室外機（室内機は除く）

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③熱交換器の変形、破損はないか
- ④架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

##### 集中コントローラ

- ①外観目視点検
- ②異常表示が出ていないか

##### 加圧給水ユニット

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異常表示が出ていないか

##### 屋内消火栓ポンプユニット

- ①外観目視点検

- ②水漏れはないか
- ③異常表示が出ていないか

#### 膨張タンク（2槽）

- ①外観目視点検
- ②内部目視点検
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑤架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認
- ⑥水位は正常か

#### 無圧式温水機

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④ガス漏れ、水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### ラインポンプ2台

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか

#### ジェット発生装置（ジャグジー用）

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### バイブラ装置（ジャグジー用）

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### 温水ポンプ

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### コージェネレーションパッケージ

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④燃料漏れ、水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### ろ過装置

歩行訓練プール用

ジャグジー用

- ①外観目視点検
- ②異常、故障等警報が出てないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ※ヘアキャッチャーの清掃は業務に含みません。

#### 薬注装置

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ※薬液の補充は業務に含みません。

#### 自動補給装置

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### デシカント型空調機

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④燃料漏れ、水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### HMX システム

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④燃料漏れ、水漏れはないか

- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### ファンコイルユニット

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③水漏れはないか
- ④異常、故障等警報が出てないか
- ⑤異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑥架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認
- ⑦フィルターの汚れ目詰りはないか
- ⑧冷暖房の効きは良いか

#### 全熱交換器・送風機類

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③異常、故障等警報が出てないか
- ④架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認
- ⑤フィルターの汚れ目詰りはないか

### ケ 自動ドア保守点検に関する業務

#### 1. 業務内容

- (1) 自動ドアの保守点検及び整備 年4回（3ヶ月に1回）
- (2) 不調時の点検及び調整

#### 2. 保守物件

- (1) ナブテスコ(株)製 DS-60型エンジン装置7台
- (2) ナブテスコ(株)製 DS-75型エンジン装置3台
- (3) ナブテスコ(株)製 DS-150型エンジン装置5台

#### 3. 保守点検及び整備内容

- (1) 装置の異常の有無
- (2) 自動ドア開閉回数の測定
- (3) 扉の開閉速度及びクッションの調整
- (4) 各部のビス、ボルト、ナット等の締め直し
- (5) 機械各部の清掃、注油
- (6) 軽微な部品交換費用を含む

※定期点検及び不時の故障が発生した場合は、直ちに厚生労働省認定の自動ドア施行技能士の資格を有する者を派遣し、迅速に点検・修理調整するものとする。

【外部用自動ドア】

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ドア・サッシ部	①ドア本体の傷及びステッカーの有無を点検する。	3 M	
	②ドア本体作動時の異音の有無を点検する。	3 M	
	③ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3 M	
	④全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3 M	・引き戸に限る。
	⑤ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3 M	・引き戸に限る。
	⑥ドアと枠の隙間が適正であることを確認する。	3 M	・引き戸に限る。
	⑦ドア開閉時の床面との隙間が適正であることを確認する。	3 M	・引き戸に限る。
	⑧ドアストッパーの取付け及び各ピボットの取付け状態を点検する。	3 M	・引き戸に限る。
	⑨無目点検カバーの取付け状態を点検する。	3 M	・引き戸に限る。
2. 懸架部	①吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。	3 M	・引き戸に限る。
	②踊り止めの隙間は適正であることを確認する。	3 M	・開き戸に限る。
	③アームと駆動部の摩耗及び取付け状態を点検する。	6 M	・引き戸に限る。
	④吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	1 Y	・引き戸に限る。
	⑤ハンガーレールの取付け状態を点検する。	3 M	・開き戸に限る。
3. 動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	3 M	・開き戸に限る。
	②エンジンケース蓋の取付け状態を点検する。	3 M	・開き戸に限る。
	③エンジンケース防水材の取付け状態を点検する。	6 M	・開き戸に限る。
	④エンジンの取付け状態を確認する。	6 M	・開き戸に限る。
	⑤エンジンストッパーの取付け状態を点検する。	6 M	・引き戸に限る。
	⑥駆動軸の変形の有無を点検する。	6 M	・引き戸に限る。
	⑦防振ゴムの変形の有無を点検する。	6 M	・引き戸に限る。
	⑧従動プーリの取付け状態を点検する。	6 M	
	⑨ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付け状態を確認する。	3 M	
4. 制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3 M	
	②クッション作用の状態を点検する。	3 M	
	③ドア位置検出スイッチの状態を点検する。	3 M	
	④電源スイッチの作動状態を点検する。	1 Y	
	⑤制御装置の取付け状態を点検する。	3 M	
5. センサー部	①センサー及び補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3 M	
	②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点	3 M	・センサー式に限る。

6. 電気回路	検する。	3 M	・タッチスイッチ式に限る。 ・マットスイッチ式に限る。 ・マットスイッチ式に限る。
	③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	6 M	
	④マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	
	⑤マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無を点検する。	3 M	
	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	6 M	
	②電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	1 Y	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
	④電源電圧を測定し、その良否を確認する。		

【内部用自動ドア】

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ドア・サッシ部	①ドア本体の傷及びステッカーの有無を点検する。	3 M	・引き戸に限る。 ・開き戸に限る。 ・開き戸に限る。 ・開き戸に限る。 ・開き戸に限る。 ・引き戸に限る。
	②ドア本体作動時の異音の有無を点検する。	3 M	
	③ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3 M	
	④全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3 M	
	⑤ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3 M	
	⑥ドアと枠の隙間が適正であることを確認する。	3 M	
	⑦ドア開閉時の床面との隙間が適正であることを確認する。	3 M	
	⑧ドアストッパーの取付け及び各ピボットの取付け状態を点検する。	3 M	
	⑨無目点検カバーの取付け状態を点検する。	3 M	
2. 懸架部	①吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。	3 M	・引き戸に限る。
	②踊り止めの隙間は適正であることを確認する。	3 M	・引き戸に限る。
	③アームと駆動部の摩耗及び取付け状態を点検する。	3 M	・開き戸に限る。
	④吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	6 M	・引き戸に限る。
	⑤ハンガーレールの取付け状態を点検する。	1 Y	・引き戸に限る。
3. 動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	3 M	・開き戸に限る。
	②エンジンケース蓋の取付け状態を点検する。	3 M	・開き戸に限る。
	③エンジンケース防水材の取付け状態を点検する。	3 M	
	④エンジンの取付け状態を確認する。	6 M	・開き戸に限る。
	⑤エンジンストッパーの取付け状態を点検する。	6 M	・開き戸に限る。
	⑥駆動軸の変形の有無を点検する。	6 M	・引き戸に限る。
	⑦防振ゴムの変形の有無を点検する。	6 M	

4. 制御装置	⑧従動プーリの取付け状態を点検する。	6 M	・引き戸に限る。 ・引き戸に限る。
	⑨ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付け状態を確認する。	6 M	
	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3 M	
	②クッション作用の状態を点検する。	3 M	
	③ドア位置検出スイッチの状態を点検する。	3 M	
5. センサー部	④電源スイッチの作動状態を点検する。	3 M	・センサー式に限る。  ・タッチスイッチ式に限る。 ・マットスイッチ式に限る。
	⑤制御装置の取付け状態を点検する。	1 Y	
	①センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3 M	
	②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3 M	
6. 電気回路	③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3 M	・タッチスイッチ式に限る。 ・マットスイッチ式に限る。
	④マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6 M	
	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3 M	
	②電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	6 M	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
	④電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1 Y	

#### 【電動書架】

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 台枠及び棚周り			
a. レール	レールの変形、摩耗、腐食及び異物の有無を点検する。	1 Y	
b. 台車フレーム	①支柱及びフレームの取付け状況の良否を点検する。	1 Y	・固定台車がある場合に限る。
	②固定台車のボルトの緩みの有無を点検する。	1 Y	
	③台車当りゴムの変形及び破損の有無を点検する。	1 Y	
c. ラック	天板と支柱の緩みの有無を点検する。	1 Y	
2. 駆動装置等			
	①駆動装置の異常音の有無を点検する。	1 Y	・チェーン駆動の場合に限る。
	②チェーンの摩耗及び破損の有無を点検する。	1 Y	
	③ギア部の緩みの有無を点検する。	1 Y	
	④操作ユニットの取付け部の緩みの有無を点検する。	1 Y	

3. 制御装置及び検出装置	⑤チェーンの緩みとテンションボルトの点検を行う。	1 Y	・チェーン駆動の場合に限る。
	①各操作スイッチの作動異常の有無を点検する。	1 Y	
	②各表示ランプの作動異常の有無を点検する。	1 Y	
	③安全装置の作動状況の良否を点検する。	1 Y	
	④漏電遮断器の作動状況の良否を点検する。	1 Y	
4. 電気関連	⑤操作ユニットの取付け部の緩みの有無を点検する。	1 Y	・道路照明がある場合に限る。
	①端子部の接続状態及び配線状態の良否を点検する。	1 Y	
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1 Y	
	③道路照明の点灯状態の良否を点検する。	1 Y	

### コ 植栽管理に関する業務

作業種別	作業内容	単位	年回数	数量
緑地帯除草	手抜き、集草、搬出あり	7 4 0 m <sup>2</sup>	6 回	4, 4 4 0 m <sup>2</sup>
砂利舗装除草	手抜き、集草、搬出あり	1 8 3 m <sup>2</sup>	4 回	7 3 2 m <sup>2</sup>
マルチング除草	手抜き、集草、搬出あり	3 6 3 m <sup>2</sup>	4 回	1, 4 5 2 m <sup>2</sup>
芝生地手抜き除草	集草、搬出あり	1, 2 6 2 m <sup>2</sup>	4 回	5, 0 4 8 m <sup>2</sup>
芝生草刈	肩掛式、集草、搬出あり	1, 2 6 2 m <sup>2</sup>	6 回	7, 5 7 2 m <sup>2</sup>
芝生施肥	人力、普通化成 8-8-8 4 k g / 100 m <sup>2</sup> 1, 262 m <sup>2</sup> + 217 m <sup>2</sup>	1, 4 7 9 m <sup>2</sup>	1 回	1, 4 7 9 m <sup>2</sup>
緑化ブロック舗装草刈	肩掛式、集草、搬出あり	2 1 7 m <sup>2</sup>	4 回	8 6 8 m <sup>2</sup>
緑化ブロック舗装除草	手抜き、集草、搬出あり	2 1 7 m <sup>2</sup>	4 回	8 6 8 m <sup>2</sup>
寄植刈込み	手刈り H=1.2m未満	5 8 5 m <sup>2</sup>	1 回	5 8 5 m <sup>2</sup>
寄植施肥	油粕 20 k g / 100 m <sup>2</sup>	5 8 5 m <sup>2</sup>	1 回	5 8 5 m <sup>2</sup>
生垣剪定	トリーマ H=2.0m内外	3 1 m	1 回	3 1 m
高木剪定 (常緑樹)	C=0.3m未満	7 7 本	1 回	7 7 本
中低木剪定	H=2.0m内外	2 4 本	1 回	2 4 本
マツ剪定	C=0.9m	アカ 1 本 クロ 1 本	2 回	4 本
高木剪定 (針葉樹) (イヌマキ)	C=0.3m~0.6m未満	1 0 本	1 回	1 0 本
高木剪定 (針葉樹) (イヌマキ)	C=0.6m~0.9m未満	4 本	1 回	4 本
高木剪定 (常緑樹) クス 1 本	C=0.6m~0.9m未満	3 本	1 回	3 本

クロガネモチ 1 本 ヤブツバキ 1 本				
高木剪定（常緑樹） キンモクセイ 1 本	C = 0.3m ~ 0.6m 未満	1 本	1 回	1 本
高木剪定（落葉樹）サ ルスベリ 1 本	C = 0.3m ~ 0.6m 未満	1 本	1 回	1 本
高木剪定（落葉樹） ケヤキ 1 本	C = 0.9m ~ 1.2m 未満	1 本	1 回	1 本
高木スミチオン散布 1000 倍液 6.8 リットル/本	C = 0.3m ~ 0.6m 未満	1 0 9 本	2 回	2 1 8 本
寄植スミチオン散布 1000 倍液 0.6 リットル/m <sup>2</sup>	H = 1.0m ~ 2.0m 未満	5 8 5 m <sup>2</sup>	2 回	1, 1 7 0 m <sup>2</sup>
冬期施工マシン油乳剤 50 倍液高木 4.7L/本	C = 0.3m ~ 0.6m 未満	1 0 9 本	1 回	1 0 9 本
冬期施工マシン油乳剤 50 倍液寄植 0.4L/m <sup>2</sup>	H = 1.0m ~ 2.0m 未満	5 8 5 m <sup>2</sup>	1 回	5 8 5 m <sup>2</sup>
園内清掃	枯葉清掃、搬出あり	0. 6 8 ha	4 回	3. 4 ha

## サ 電話交換設備保守点検に関する業務

### 1. 業務概要

- (1) 構内交換設備      パナソニックコミュニケーション製 IP-Digaport JII 1式  
 外線ユニット 8 L × 2      INSIF ユニット 8 L × 1  
 単独電話ユニット 8 L + 1 6 L  
 多機能電話ユニット 8 L  
 バッテリー CPU ユニット 網同期ユニット PB ユニット他  
 多機能電話機 4 台  
 一般電話機 33 台

- (2) 対象設備について、【電話設備の点検項目及び点検内容】に示す点検内容を実施し、に示す点検内容を実施し、その結果について報告する。なお、点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、速やかに対応すること。

### 2. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - (a) 潤滑油、グリス、充填油等
  - (b) ランプ類、ヒューズ類
  - (c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
  - (d) 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

### 3. 点検及び保守等の実施

- (1) 以下に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて保守その他の 措

置を講ずる。

- (2) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。
- (3) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (4) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (5) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (6) 定期点検の点検周期の表記は下記による。  
6 Mは6ヶ月に1回、1 Yは1年に1回行うものとする。
- (7) 点検時期  
定期点検は年間に2回行うものとする
- (8) 緊急時の対応  
当該設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、また点検の結果対象部分が異常な場合、速やかに、故障状態を確認するとともに事態に応じた簡易な適切な処置をとること。
- (9) 定期点検保守業務を終了したときはその都度、保守点検作業報告書に記入の上、市に提出すること。
- (10) 保守点検実施に際しては、関係法令に従う他総務省の定める技術基準励行の義務を負うこと。

#### 4. 応急処置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。
- (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

#### 5. 点検の省略

- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
  - (a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
  - (b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
  - (c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
  - (d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
  - (e) 足場のない給気又は排気のための塔
  - (f) ロッカー・家具等があり点検不可能なもの
- (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

#### 6. 点検及び保守に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

【電話設備の点検項目及び点検内容】

(1) 交換機の対象は、< I >大規模（内線 500 回線以上）< II >中規模（内線 100 回線以上）< III >小規模（内線 100 回線未満）< IV >ボタン電話装置とする。

(2) 点検項目及び点検内容は下表による。

1. 構内交換設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 外観	①装置架及び各部の緩みの有無を点検する。 ②装置架及び各部の汚損、損傷、腐食等の有無を点検する。 ③固定金具の劣化、固定ボルト等の緩みの有無を点検する。 ④エアフィルター汚れ、目詰まり等の有無を点検する。 ⑤各部品、プリント基板、配線等の汚損、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。	6M 6M 6M 6M 6M	
2. 機能			
a. 中央処理系	①ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況が、正常であることを確認する。 ②系が二重化されている機種の場合には、系の手動切換えスイッチ又はコマンドによりCPUのACT→SBYおよびSBY→ACTと切り替えることを確認する。 ③障害表示試験は、システムの稼動に影響しない範囲の擬似障害（ファンアラーム、試験電話機のロックアウト等）を発生させ、警報表示及び障害情報を確認する。 ④メモリー及びハード時計のメモリアップ電池の出力テストポイントを有する場合には、出力が正常であることを確認すること。	6M 6M 6M 6M	< I >大規模(内線 500 回線以上)に限る
b. 通話路系 [装置が接続されているもの]	①可聴信号試験は電話機より各種機能接続を行い、各種可聴信号を確認する。 ②局線表示盤試験は運用中のランプ点灯状態を確認する。 ③システム表示盤試験は各システム稼動状態とランプの点灯状態が対応していることを確認する。また、システムの稼動に影響のないスイッチについてはその機能も併せて確認する。 ④集中試験台試験は加入者試験、自己ダイヤル試験、トランク試験等の各機能試験を行う。また表示部、電鍵等の状態を確認する。 ⑤局線トランク試験は次による。 ・全局線（専用線を含む）の発信接続を行い、誤接続の有無及び通話品質を確認する。 ・全局線（専用線を含む）の着信接続を行い、応答を確認する。 ⑥ページング試験は、内線電話機より特番をダイヤルしページングトランクの補足及び呼出音声の状態を確認する。 ⑦会議通話試験は内線電話機より特番をダイヤルし、会議トランクの補足、機能確認及び通話品質を確認する。	6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M	< IV > ボタン電話装置を除く < I >大規模(内線 500 回線以上)に限る < I >大規模(内線 500 回線以上)に限る < IV > ボタン電話装置を除く < IV > ボタン電話装置を除く

	⑧ポケットベル試験は内線電話機より特番をダイヤルしポケットベル装置の補足、呼出機能を確認する。	6M	< IV > ボタン電話装置を除く
	⑨各種音声ガイダンスの通話品質を確認する。	6M	< IV > ボタン電話装置を除く
	⑩押しボタン電話機等により発信し、誤接続の有無を確認する。	6M	< IV > ボタン電話装置を除く
	⑪ファンの入力電圧、センサー動作及び回転状況が正常であることを確認する。	6M	
3. 電源装置	①電源部（整流装置）の充電状態を点検する。	6M	
	②蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。又はバッテリーの電圧、液量の確認及び比重点検を行う。	6M	
	③交換機内部電源にテストポイントを有する場合には電圧を確認する。	6M	
4. 入出力装置	①保守コンソール試験は次による。尚、自己診断機能があるときは当該手順に基づき点検する。 ・保守コンソールが印字機能を有する場合には任意コマンドを投入し、出力メッセージの印字状態を確認する。 ・キーボードの汚れ及びランプの点灯表示状態を確認する。 ・ディスプレイの汚れ及び表示状態を確認する。	6M 6M	< I > < II > に限る
	②通話料金管理機能の動作を確認する	6M	< I > < II > に限る
	③補助記憶装置としてFDD等を装備している機種の場合には、FDD等の試験はTESTコマンドを投入し、動作を確認する。また、新しいファイルを挿入しライトコマンドを投入して動作を確認する。	6M	< I > < II > に限る
5. 付属機器等	①MDF等の各端子の取付状態を点検する。	6M	< IV > を除く
	②内線電話機の試験は試験内線より発信接続を行い、誤接続の有無を及び通話品質の確認を行う。 また、試験内線への着信接続を行い着信音、鳴動及び応答確認を行う。	6M	< IV > を除く
	③多機能電話機の試験は次による。 ・試験多機能電話機により発信接続を行い、誤接続の有無および通話品質の確認を行う。また、試験多機能内線への着信接続を行い、着信音、鳴動及び応答確認を行う。 ・試験多機能電話機でファンクションキー、ダイヤルキーの操作状態及び各機能試験を行い、機能を確認すると共に表示の確認を行う。	6M	
6. 運転環境	保守コンソールで障害ロギングを出力・分析する。		
7. 設置環境	①交換機設置場所の温度・湿度が規定の範囲内であることを確認する。	1Y	

	②異常音および異臭の有無を点検する。	1Y	
--	--------------------	----	--

## シ プール水質検査に関する業務

### 1. 業務内容

北野複合施設歩行プール（以下、「プール」という。）の水質検査を行い、常にプールの正常な機能の維持管理に努めること。

異常を早期に発見して原因を取り除き、清掃の時期を的確に判断し、歩行プールの機能を維持させること。

### 2. 設備仕様

施設規模 温水歩行プール・ジャグジー

### 3. 適用法令等

厚生労働省健康局長通達「遊泳用プールの衛生基準について」、その他関係法令等に基づき業務を行うこと。

### 4. 水質検査の項目及び頻度

水質検査の検査項目及び検査頻度は、下記のとおりとする。

#### 検査項目

検査項目	検査頻度
水素イオン濃度	毎月1回（温水歩行プール）
濁度	毎月1回（温水歩行プール）
過マンガン酸カリウム消費量	毎月1回（温水歩行プール）
大腸菌	毎月1回（温水歩行プール）
一般細菌	毎月1回（温水歩行プール）
遊離残留塩素濃度	毎月1回（温水歩行プール）
総トリハロメタン	年1回（温水歩行プール）
レジオネラ属菌	年1回（温水歩行プール・ジャグジー）

## ス. コスモすまいる直送便等配送に関する業務

### 1. 業務内容

- (1) コスモすまいる直送便を北野地域及び山川・善導寺・宮ノ陣の各小学校区域の広報連絡担当者等までの配送
- (2) 施設イベントチラシを校區別仕分け及び北野地域の広報連絡担当者等までの配送（1回）

### 2. 配布地域及び配布物等

- (1) 北野地域及び山川・善導寺・宮ノ陣の各小学校区域
  - (a)各戸配布 コスモすまいる直送便
  - (b)用紙サイズ A4（両面印刷）
  - (c)配布物の重量 40kg
  - (d)配布回数 毎月1日 12回
- (2) 北野地域
  - (a)各戸配布 施設イベントチラシ
  - (b)用紙サイズ A4（片面印刷）
  - (c)配布物の重量 17.0kg
  - (d)配布回数 年1回

## セ. 玄関マット賃貸借に関する業務

### 1. 室内外用マットの配置・交換に関する業務

- (1) 玄関マットの仕様内容
  - (a)室外用マットS 75cm×90cm 4枚
  - (b)室外用マットL 90cm×150cm 1枚
  - (c)室内用マットS 75cm×90cm 1枚
  - (d)室内用マットL 90cm×150cm 2枚
  - (f)室内用素足マットS 75cm×90cm 2枚
- (2) 交換周期 2週間

## ソ. 観葉植物賃貸借に関する業務

### 1. 観葉植物の配置・交換に関する業務

- (1) 観葉植物 10鉢（高さ150cm～180cm）
- (2) 交換頻度 月に1回

## タ. トレーニング機器保守点検に関する業務

### 1. 保守点検機器

久留米市北野複合施設（以下「施設」という。）設置のトレーニング機器等。

- (1) 筋力系運動器具
- (2) 有酸素系運動器具
- (3) 壁面設置器具
- (4) ヘルストロン、マッサージ類
- (5) その他

### 2. 業務概要 施設に設置した機器の保守点検を実施することにより、常時、正常な稼動状態を維持す

るために本業務を行うものである。

### 3. 一般事項

#### (1) 定期保守点検

(a)筋トレ機器は、年4回の定期保守点検を行うこと。

(b)有酸素機器は、年2回の定期保守点検を行うこと。

(2) 保守点検業務実施中、機器の部品の取替えその他修理を要する箇所を発見した場合は、速やかに対応すること。

### 4. 現在の機器一覧

NO	種類	品番等	区分
1	筋力系運動器具	東京ネバーランド リカベントスクワット	市備品
2	筋力系運動器具	東京ネバーランド ローイング	市備品
3	筋力系運動器具	パワーマウント SFS54R マルチプレス	市備品
4	筋力系運動器具	パワーマウント S-FS51H レッグプレス	市備品
5	筋力系運動器具	パワーマウント S-XL6700 テイクライン型フィットネスベンチ	市備品
6	筋力系運動器具	セノー チェストプレス	リース
7	筋力系運動器具	セノー ロータリートロー&ツイスト	リース
8	筋力系運動器具	セノー ファナシス レッグカール&エクステンション	リース
9	筋力系運動器具	セノー ファナシス アブドミナル&バック	リース
10	筋力系運動器具	セノー NR-G ベントレックアブドミナル	リース
11	筋力系運動器具	セノー NG-G45℃ バックエクステンションベンチ	リース
12	筋力系運動器具	セノー ファナシス アダクション&アダクション	リース
13	筋力系運動器具	セノー ファナシス2 トータルヒップ スタンダート	リース
14	有酸素系運動器具	セノー ラボート LX2200 BG2200 トレットミル	市備品
15	有酸素系運動器具	竹井機器ウエルロート 200E	市備品
16	有酸素系運動器具	竹井機器ウエルロート 200E	市備品
17	有酸素系運動器具	トレットミル セノー BG2200	市備品
18	有酸素系運動器具	トレットミル セノー BG2200	市備品
19	有酸素系運動器具	セノー ラボート LXE1200(BG2550) 716011928	市備品
20	有酸素系運動器具	MATRIX ステッパー	リース
21	有酸素系運動器具	セノー ラボート LX2200(トレットミル)	リース
22	有酸素系運動器具	セノー ラボート LX2201(トレットミル)	リース
23	有酸素系運動器具	セノー ラボート LX2202(トレットミル)	リース
24	有酸素系運動器具	セノー ラボート LXE(トレットミル)	リース
25	有酸素系運動器具	セノー ラボート LXE(トレットミル)	リース
26	有酸素系運動器具	セノー ラボート LXE(トレットミル)	リース
27	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V67i	リース
28	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V68i	リース
29	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V69i	リース
30	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V70i	リース
31	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V71i	リース
32	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V72i	リース
33	有酸素系運動器具	セノー コートレスバイク V73i	リース

34	有酸素系運動器具	セノ コートレスバイク V67iRi	リース
35	有酸素系運動器具	セノ コートレスバイク V68iRi	リース
36	有酸素系運動器具	武井機器 ウェルロート 200E(傾斜装置付)	リース
37	壁面設置器具	ヤギミ 56451SPR-1200 肩関節輪転運動器 調節式	市備品
38	壁面設置器具	ヤギミ 56450SPR-1180 手首掌背屈運動器 調節式	市備品
39	壁面設置器具	ヤギミ 56449SPR-1160 上肢内外施運動器 調節式	市備品
40	壁面設置器具	ヤギミ 49932YM-6600N 壁面用肋木	市備品
41	壁面設置器具	ヤギミ 09872YM-6610 肋木懸垂棒	市備品
42	ヘルストロン	ミト ER-15 エレカレスト	市備品
43	ヘルストロン	ミト ER-15 エレカレスト	市備品
44	マッサージ機	メディカルチェア和(なごみ) FMC-X507	市備品
45	マッサージ機	メディカルチェア和(なごみ) FMC-X507	市備品
46	リハビリ	ミト B4130MN 平行棒 移動式	市備品
47	体組成	タタ マルチ周波数体組成計	リース

※現在のトレーニング機器等には、現指定管理者のリース物件も含まれるため、指定管理者の変更がある場合は、同等程度の機器を設置する必要があります。

## チ. 雨水貯留施設に関する業務

### 1. 業務内容

雨水貯留施設の栓の開閉及び適切な衛生管理を行うこと。

# 久留米市北野複合施設

## 別紙2 貸与備品・消耗品リスト

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
1	ロビーテーブル	ライオン LC-4600S	リラックスコーナー
2	応接チェア	ライオン LC-4651V R アームチェア	スタッフルーム
3	応接チェア	ライオン LC-4651V R アームチェア	スタッフルーム
4	応接チェア	ライオン LC-4653V R 3人掛け	有料エリア廊下
5	応接チェア	ライオン LC-4653V R 3人掛け	有料エリア廊下
6	回転イス	ライオン 286S B ビジネスチェア	フロント
7	ロッカー	コクヨ LK-6F1(鍵つき)	スタッフルーム
8	ロッカー	コクヨ LK-6F1(鍵つき)	スタッフルーム
9	ロッカー	コクヨ LK-6F1(鍵つき)	スタッフルーム
10	台車	コクヨ T-230	屋外倉庫
11	電位治療器エレカレスト(ヘルストロン)	ミナト ER-15セット	リラックスコーナー
12	電位治療器エレカレスト(ヘルストロン)	ミナト ER-15セット	リラックスコーナー
13	電位治療器エレカレスト(ヘルストロン)	ミナト ER-15セット	リラックスコーナー
14	訓練用階段移動式	ミナト B4190M	トレーニングルーム倉庫
15	上下式診察用寝台 手動式	ヤガミ 47658AW-114	有料エリア廊下
16	車椅子標準成人型(20kg以下)	カワムラ KA100ソリッド	西玄関
17	OAデスク	ライオン KG-OS-0277	管理事務所
18	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前あり	相談室
19	会議テーブル	コクヨ KT-S711P2B 前あり	研修室
20	会議テーブル	コクヨ KT-S711P2B 前あり	研修室
21	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	研修室
22	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
23	会議テーブル	コクヨ KT-S711P2B 前なし	研修室
24	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
25	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	包括支援センター
26	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	視聴覚室
27	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	視聴覚室
28	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	視聴覚室
29	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
30	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	研修室
31	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
32	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
33	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	研修室
34	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
35	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
36	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	研修室
37	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	研修室
38	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	包括支援センター
39	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	研修室
40	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
41	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的倉庫
42	会議テーブル	コクヨ KT-S711P1B 前なし	多目的ルーム倉庫
43	ミーティングテーブル	コクヨ MT-Y153F11F22N	包括相談室
44	ミーティングテーブル	コクヨ MT-Y153F11F22N	相談室
45	おむつ交換台	ヤガミ 47475	診察室2
46	おむつ交換台	ヤガミ 47475	診察室1
47	演台	コクヨWA-KA10P14	多目的倉庫
48	ミーティングテーブル	ライオン MC-1890B	スタッフルーム
49	OAチェア	コクヨ CR-GM121F4V734WN	管理事務所
50	折りたたみ椅子	コクヨJOIFA606	屋外倉庫

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
51	ロビーチェア	コケ CN-443B3N 背あり	交流広場
52	ロビーチェア	コケ CN-443B3N 背あり	有料エリア廊下
53	ロビーチェア	コケ CN-443B3N 背あり	交流広場
54	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
55	会議用イス	コケ CK-M845V633N	診察室2
56	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
57	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
58	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
59	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室
60	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
61	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
62	会議用イス	コケ CK-M845V633N	トレーニング室前カウンター
63	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
64	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
65	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
66	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
67	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
68	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
69	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的ルーム倉庫
70	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的倉庫
71	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的倉庫
72	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的倉庫
73	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的倉庫
74	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的倉庫
75	会議用イス	コケ CK-M845V633N	多目的倉庫
76	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室
77	会議用イス	コケ CK-M845V633N	スタッフルーム
78	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
79	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室
80	会議用イス	コケ CK-M845V633N	スタッフルーム
81	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
82	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
83	会議用イス	コケ CK-M845V633N	トレーニング室前カウンター
84	会議用イス	コケ CK-M845V633N	トレーニング室前カウンター
85	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
86	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
87	会議用イス	コケ CK-M845V633N	トレーニング室前カウンター
88	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
89	会議用イス	コケ CK-M845V633N	消毒準備室
90	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
91	会議用イス	コケ CK-M845V633N	スタッフルーム
92	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室
93	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
94	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室
95	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
96	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室
97	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
98	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
99	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫
100	会議用イス	コケ CK-M845V633N	研修室倉庫

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
101	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
102	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
103	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
104	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室
105	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
106	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
107	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
108	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
109	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
110	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
111	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
112	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
113	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
114	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
115	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室
116	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	スタッフルーム
117	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
118	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室
119	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
120	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
121	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
122	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
123	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室
124	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
125	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
126	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
127	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
128	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室
129	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
130	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室
131	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
132	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
133	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	研修室倉庫
134	会議用イス	コケヨ CK-M845V633N	診察室1
135	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	包括相談室
136	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	包括相談室
137	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	包括相談室
138	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	包括相談室
139	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	多目的ルーム相談室
140	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	多目的ルーム相談室
141	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	多目的ルーム相談室
142	ミーティングチェア	コケヨ CK/31F4V634	多目的ルーム相談室
143	ホワイトボード	コケヨ BB-R636W1W1 回転黒板(ホワイトボード)	研修室
144	ホワイトボード	コケヨ BB-R636W1W1	会議室
145	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
146	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
147	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
148	丸イス	コケヨ CK-742	管理事務室
149	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
150	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫

## 北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
151	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
152	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
153	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
154	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
155	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
156	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
157	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
158	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
159	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
160	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
161	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
162	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
163	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
164	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
165	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
166	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
167	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
168	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
169	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
170	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
171	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
172	丸イス	コケヨ CK-742	管理事務室
173	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
174	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
175	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
176	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
177	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
178	丸イス	コケヨ CK-742	管理事務室
179	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
180	丸イス	コケヨ CK-742	トレーニング室前カウンター
181	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
182	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
183	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
184	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
185	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
186	丸イス	コケヨ CK-742	診察室1
187	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
188	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
189	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
190	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
191	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
192	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
193	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
194	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
195	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
196	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
197	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
198	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室
199	丸イス	コケヨ CK-742	屋外倉庫
200	丸イス	コケヨ CK-742	調理実習室

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
201	丸イス	コクヨ CK-742	屋外倉庫
202	丸イス	コクヨ CK-742	管理事務室
203	丸イス	コクヨ CK-742	屋外倉庫
204	丸イス	コクヨ CK-742	調理実習室
205	丸イス	コクヨ CK-742	屋外倉庫
206	ロッカー	880×880×450	スタッフルーム
207	ロッカー	880×880×450	管理事務室
208	ロッカー	コクヨ LK-4F1	トレーニング室入口
209	行事予定表	コクヨ BB-136J	管理事務室
210	展示パネル	SN-PB0918KS	スタッフルーム
211	展示パネル	SN-PB0918KS	スタッフルーム
212	パネルスクリーン	コクヨ PA-EG1518F1	包括支援センター
213	パネルスクリーン	コクヨ PA-EG1518F1	包括支援センター
214	パネルスクリーン	コクヨ PA-EG1518F1	包括支援センター
215	演台	コクヨ WA-170T	多目的ルーム倉庫
216	ステージ台	コクヨ KF-306	屋外倉庫
217	展示ケース	コクヨ YG-312WH	西入口
218	展示ケース	コクヨ YG-312WH	西入口
219	展示ケース	コクヨ YG-515WH	西入口
220	CDラジカセ	RX-ED70	研修室倉庫
221	アンプスピーカー	ナショナル WX281	管理事務室
222	洗濯機	日立 NW-H42L5	リネン室
223	冷蔵庫	日立 R-C7V4	スタッフルーム
224	薬用冷蔵庫	サンヨー MRP-213F	消毒準備室
225	冷凍冷蔵庫	ARKG HRF-120SVT	調理実習室
226	タオル掛け	カネシ 8TH-ST タオル掛け	調理実習室
227	自動高圧蒸気滅菌器 (オートクレーブ)	医器研 MAX-26DX	消毒準備室
228	診察台		診察室1
229	診察台		診察室2
230	体脂肪計	タニタ TBF310	男更衣室
231	フードモデル	離乳食指導用(後期)	西入口
232	フードモデル	離乳食指導用(初期)	西入口
233	ファイリングキャビネット	ITOKI HTM-109AAS-TE	管理事務室
234	ファイリングキャビネット	ITOKI HTM-109AAS-TE	管理事務室
235	ライフパックCRPlus(自動対外式除細動器)収納ケース	スタントタイプ(AED-S)	管理事務室
236	プールサイドチェア	ニチエス GFサラウンジャー プール用ガーデンベッド	電気室
237	プールサイドチェア	ニチエス GFサラウンジャー プール用ガーデンベッド	プール倉庫
238	プールサイドチェア	ニチエス GFサラウンジャー プール用ガーデンベッド	ウォーキングプール
239	プールサイドチェア	ニチエス GFサラウンジャー プール用ガーデンベッド	ウォーキングプール
240	プールサイドチェア	ニチエス GFサラウンジャー プール用ガーデンベッド	プール倉庫
241	プールサイドテーブル	ニチエス アカディア プール用	多目的更衣室
242	プールサイドテーブル	ニチエス アカディア プール用	ウォーキングプール
243	ガーデンテーブル	ユーティリティー AL-83RT アルミテーブル	ウォーキングプール
244	ガーデンテーブル	ユーティリティー AL-83RT アルミテーブル	プール倉庫
245	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	プール倉庫
246	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール
247	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	女更衣室
248	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール
249	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール
250	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
251	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール
252	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール
253	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	多目的更衣室
254	食事イス	ユーティリティー AL-53AC	ウォーキングプール
255	診療テーブル	コクヨHP-DDL149L	診察室1
256	診療テーブル	コクヨHP-DDL149L	診察室2
257	回転イス	コクヨ CR-G219F4VR64-W	診察室1
258	回転イス	コクヨ CR-G219F4VR64-W	診察室2
259	回転イス	コクヨ CR-G219F4VR64-W	診察室1
260	回転イス	コクヨ CR-G219F4VR64-W	診察室2
261	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	トレ室前廊下
262	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	交流広場
263	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	トレ室前廊下
264	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	トレ室前廊下
265	ミーティングテーブル	アイリスチトセ HOT-750BM	交流広場
266	ミーティングテーブル	アイリスチトセ HOT-750BM	交流広場
267	ミーティングテーブル	アイリスチトセ HOT-750BM	交流広場
268	ミーティングテーブル	アイリスチトセ HOT-750BM	交流広場
269	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	交流広場
270	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	フロント前
271	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	交流広場
272	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	交流広場
273	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	交流広場
274	ロビーチェア	アイリスチトセ NL-MC-1815-38	交流広場
275	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	研修室
276	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
277	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
278	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
279	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
280	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	研修室
281	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	研修室
282	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
283	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	研修室
284	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
285	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	研修室
286	スタッキングチェア	イトーキKJA-110-49	交流広場
287	スタッキングチェア	イトーキKJA-110-49	研修室
288	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	研修室
289	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
290	スタッキングチェア	イトーキ KJA-110-49	交流広場
291	展示パネル	プラス 67-074	南入口
292	展示パネル	プラス 67-074	図書館入口
293	展示パネル	プラス 67-074	南入口
294	展示パネル	プラス 67-074	包括支援センター
295	展示パネル	プラス 67-074	図書館入口
296	展示パネル	プラス 67-074	南入口
297	展示パネル	プラス 67-074	図書館前
298	展示パネル	プラス 67-074	図書館前
299	展示パネル	プラス 67-074	図書館前
300	展示パネル	プラス 67-074	南入口

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
301	発券機	芝浦自販機 KA-Σ149NN3	有料ゾーンフロント
302	ハイカウンター	アイリスチトセ NCH-15UPG SP	有料ゾーンフロント
303	ハイカウンター	アイリスチトセ NCH-15UPG SP	有料ゾーンフロント
304	ローカウンター	アイリスチトセ NSL-70RDG 外コーナー	有料ゾーンフロント
305	ローカウンター	アイリスチトセ NSL-12TPG SP	有料ゾーンフロント
306	ローカウンター	アイリスチトセ NSL-12TPG SP	有料ゾーンフロント
307	収納棚	アイリスチトセ NSF45-N4100 システム収納ラテラル4段	有料ゾーンフロント
308	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	男更衣室
309	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	男更衣室
310	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	男更衣室
311	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	男更衣室
312	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	女更衣室
313	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	女更衣室
314	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	女更衣室
315	ロッカー	コクヨ KL-T6H73N 6人用	女更衣室
316	ロッカー	コクヨ KL-8H73N 8人用	更衣室 男
317	ロッカー	コクヨ KL-8H74N 9人用	更衣室 男
318	ロッカー	コクヨ KL-8H75N 10人用	更衣室 男
319	ロッカー	コクヨ KL-8H76N 11人用	更衣室 女
320	ロッカー	コクヨ KL-8H77N 12人用	更衣室 女
321	ロッカー	コクヨ KL-8H78N 13人用	更衣室 女
322	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
323	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
324	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
325	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
326	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
327	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
328	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
329	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
330	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
331	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
332	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
333	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
334	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
335	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
336	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
337	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
338	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
339	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
340	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
341	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
342	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
343	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
344	スタッキングチェア	アイリスチトセ LTS-110-PV スチールチェア	多目的室
345	応接テーブル	コクヨ NT-380	交流広場
346	応接テーブル	コクヨ NT-380	交流広場
347	応接テーブル	コクヨ NT-380	交流広場
348	回転イス	アイリスチトセ B1T-SX45LUO-F/V	管理事務室
349	回転イス	アイリスチトセ B1T-SX45LUO-F/V	管理事務室
350	回転イス	アイリスチトセ B1T-SX45LUO-F/V	管理事務室

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
351	回転イス	アイリスチトセ B1T-SX45LUO-F/V	管理事務室
352	シューズロッカー	コクヨ SX-K4F1N	有料ゾーンフロント
353	シューズロッカー	コクヨ SX-K4F1N	有料ゾーンフロント
354	シューズロッカー	コクヨ SX-K4F1N	有料ゾーンフロント
355	シューズロッカー	コクヨ SX-K4F1N	有料ゾーンフロント
356	軽量棚	アイリスチトセ MS6360-4基本	調理実習室
357	軽量棚	アイリスチトセ MS7360-4基本	研修室倉庫
358	軽量棚	アイリスチトセ MS6360-4基本	多目的ルーム倉庫
359	軽量棚	アイリスチトセ MS6360-4基本	多目的ルーム倉庫
360	軽量棚	アイリスチトセ MS6360-4連結	管理事務室
361	軽量棚	アイリスチトセ MS7460-4基本	研修室倉庫
362	軽量棚	アイリスチトセ MS7460-4基本	多目的ルーム倉庫
363	軽量棚	アイリスチトセ MS7460-4連結	多目的ルーム倉庫
364	軽量棚	アイリスチトセ MS7460-4連結	プール倉庫
365	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	管理事務室
366	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	有料ゾーンフロント
367	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	有料ゾーンフロント
368	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	有料ゾーンフロント
369	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	有料ゾーンフロント
370	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	管理事務室
371	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	管理事務室
372	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	管理事務室
373	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	交流広場
374	受付イス	アイリスチトセ FMS-T10B/G	交流広場
375	体重計	タニタ DC-320 デュアル周波数体組成計	電気室
376	授乳用イス	コクヨ HP-JC10VR92	授乳室
377	スタッキングチェア	オリバー SCS-3011 肘なしチェア	包括相談室
378	スタッキングチェア	オリバー SCS-3011 肘なしチェア	包括相談室
379	シューズロッカー	HSB-64	シンセー控室
380	シューズロッカー	HSB-64	多目的ルーム前
381	シューズロッカー	HSB-64	多目的ルーム前
382	シューズロッカー	HSB-64	多目的ルーム前
383	プールサイドチェア	ツカサ 1516×400×H365 ステンレス脚ベンチ	更衣室 女
384	プールサイドチェア	ツカサ 1516×400×H365 ステンレス脚ベンチ	更衣室 男
385	ベビーベット	ひかりのくに	診察室2
386	プールカバー巻取器	セノー JF9330 1m巻	プール倉庫
387	プールカバー巻取器	セノー JF9331 1.8m巻	屋外倉庫
388	プールクリーナー	ジェイ・シー・イー・オー・バー・シーズ ドルフィン3001 水中ロボット	プール倉庫
389	車椅子	セノーJF931010プール用	多目的更衣室
390	監視台	セノー JG9507 TS-10 プール監視用	ウォキングプール
391	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7 前あり	交流広場
392	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
393	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
394	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
395	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
396	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
397	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
398	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
399	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
400	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	北野図書館

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
401	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
402	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	交流広場
403	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	南入口
404	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	交流広場
405	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	包括支援センター
406	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
407	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
408	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	交流広場
409	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
410	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	交流広場
411	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	会議室
412	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	管理事務室
413	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	図書館前
414	会議テーブル	イトーキ TNX-156LN-W7	北野図書館
415	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
416	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
417	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
418	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
419	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
420	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
421	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
422	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
423	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
424	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
425	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
426	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	北野図書館
427	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
428	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
429	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
430	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
431	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	シンセー控室
432	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
433	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
434	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
435	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
436	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
437	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
438	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
439	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
440	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
441	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
442	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
443	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
444	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
445	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	シンセー控室
446	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
447	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
448	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
449	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
450	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
451	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
452	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
453	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
454	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
455	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
456	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
457	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
458	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
459	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
460	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	会議室
461	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	多目的ルーム
462	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
463	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
464	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
465	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
466	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
467	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
468	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
469	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
470	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
471	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
472	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
473	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
474	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
475	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
476	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
477	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
478	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
479	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
480	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
481	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
482	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
483	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
484	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
485	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
486	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
487	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
488	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
489	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
490	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
491	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
492	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
493	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
494	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
495	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
496	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
497	会議用イス	イトーキ KKR-600GB-Z9N7	視聴覚室
498	ファイリングキャビネット	イトーキ HTM-109AAS9WE	管理事務室
499	全自動血圧計	オムロン HBP-9020	有料ゾーンフロント
500	マッサージ機器	メディカルチェア和(なごみ) FMC-X507	リラックスコーナー

北野複合施設 貸与備品リスト

No.	備品名	規格	備考
501	マッサージ機器	メディカルチェア和(なごみ) FMC-X507	リラックスコーナー
502	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	多目的ルーム倉庫
503	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	多目的ルーム倉庫
504	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	多目的ルーム倉庫
505	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	交流広場
506	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	交流広場
507	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	視聴覚室
508	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	調理実習室
509	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	交流広場
510	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	調理実習室
511	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	調理実習室
512	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	交流広場
513	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	視聴覚室
514	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	交流広場
515	スタッキングチェア	ホームスタイリング SCC-BR-NA カムビニールレザー	交流広場
516	マッサージ機器	メディカルチェア 和(なごみ) FMC-X505 ブラック	トレーニング室倉庫
517	電位治療器	ミナト ER-15 電位治療器ヘルストロン エレカスト	トレーニングルーム
518	電位治療器	ミナト ER-15 電位治療器ヘルストロン エレカスト	トレーニングルーム
519	運動療法機器	ミナト B4130MN 平行棒 移動式	トレーニングルーム
520	運動療法機器	ヤカミ 56451SPR-1200 肩関節輪転運動器 調節式	トレーニングルーム
521	運動療法機器	ヤカミ 56450SPR-1180 手首掌背屈運動器 調節式	トレーニングルーム
522	運動療法機器	ヤカミ 56449SPR-1160 上肢内外施運動器 調節式	トレーニングルーム
523	訓練用機器	ヤカミ 49932YM-6600N 壁面用肋木	トレーニングルーム
524	訓練用機器	ヤカミ 09872YM-6610 肋木懸垂桿	トレーニングルーム
525	筋力系運動器具	東京ネバーランド リカベンツスクワット	トレーニングルーム
526	筋力系運動器具	東京ネバーランド ローイング	トレーニングルーム
527	筋力系運動器具	パラマウント SFS54R マルチプレス	トレーニングルーム
528	筋力系運動器具	パラマウント S-FS51H レッグプレス	トレーニングルーム
529	筋力系運動器具	パラマウント S-XL6700 デイクライン型フィットネスベンチ	トレーニングルーム
530	有酸素系運動器具	セノーラポートLX2200 BG2200 トレットミル	トレーニングルーム
531	有酸素系運動器具	竹井機器ウエルロード200E	トレーニングルーム
532	有酸素系運動器具	竹井機器ウエルロード200E	トレーニングルーム
533	有酸素系運動器具	トレットミル セノーBG2200	トレーニングルーム
534	有酸素系運動器具	トレットミル セノーBG2200	トレーニングルーム
535	マッサージ機器	メディカルチェア和(なごみ) FMC-X507	トレーニングルーム
536	マッサージ機器	メディカルチェア和(なごみ) FMC-X507	トレーニングルーム
537	有酸素系運動器具	セノーラポートLXE1200(BG2550) 716011928	トレーニングルーム

北野複合施設 消耗品リスト(調理実習室)

No.	備品名	個数・規格
1	炊飯ジャー	1台・象印 NY-1800 1.8l
2	炊飯ジャー	1台・タイガー JCC-2700 2.7l
3	炊飯ジャー	1台・タイガー JAB-A180WU
4	炊飯ジャー	1台・タイガー JAB-A180WU
5	踏み台	
6	ミキサー	2台
7	フードプロセッサー	ミル専用2台
8	搾り出し器	2台
9	糖度器	1
10	計量器	10台
11	ハンドミキサー	5台
12	ケーキ型	2個
13	型(大)	5個
14	型(小)	5個
15	レモン搾り器	1
16	計量カップ	2個
17	裏ごし替え網(細・粗)	各5個
18	保存容器	7個
19	急須(アルミ・陶器)	各4個
20	保温ポット	5個
21	電気ポット	5個
22	まな板(木・プラ)	8・7枚
23	電子レンジ	2台・日立 MRH-A300
24	レンジ台	2台
25	まな板(木)	8
26	まな板(プラ)	7
27	玉子焼器	5+1
28	親子なべ(フタ付)	5
29	蒸し器	5
30	やかん	2
31	包丁	3
32	ペティナイフ	1
33	両手なべ(大中小)	各1
34	ふた付片手なべ	1
35	洗い桶	1
36	ボール(特大、大、中、小)	各1
37	ざる(大、小)	1
38	みそこし	1
39	中華なべ	1
40	フライパン	1

北野複合施設 消耗品リスト(調理実習室)

No.	備品名	個数・規格
41	パット(あみつき)	2
42	流し器(大)	2
43	流し器(小)	1
44	計量カップ	1
45	計量スフミン	1
46	泡たてき	1
47	フライ返し	1
48	お玉	1
49	穴あきお玉	1
50	計量機能つきお玉	1
51	レートル	1
52	フライ用かすと	1
53	菜ばし	2
54	おろし金	1
55	しゃもじ	1
56	ゴムべら	1
57	綿棒	1
58	みそこし棒	1
59	トング	1
60	皮むき器	1
61	はけ	1
62	金串	6
63	菜ばし	2
64	しゃもじ(丸)	1
65	ゴムベラ	1
66	みそこし棒	1
67	トング	1
68	はけ	1
69	おろし金	1
70	しゃもじ(ななめ)	1
71	めん棒	1
72	うろこ取	1
73	皮むき器	1
74	金串	6
75	パット	2
76	流し器(大)	2
77	流し器(小)	1
78	洗い桶	1
79	ポール(特大)	1
80	ポール(大)	1

北野複合施設 消耗品リスト(調理実習室)

No.	備品名	個数・規格
81	ポール(中)	1
82	ポール(小)	1
83	ざる(大)	1
84	ざる(小)	1
85	みそこし	1
86	包丁	3
87	ペティナイフ	1
88	計量カップ	1
89	泡たて器	1
90	お玉	1
91	計量機能付きお玉	1
92	フライ用カス取	1
93	計量スプーン	1
94	フライ返し	1
95	穴あきお玉	1
96	レードル	1
97	両手なべ(大)	1
98	両手なべ(中)	1
99	両手なべ(小)	1
100	片手なべ	1
101	フライパン	1
102	中華なべ	1
103	菜ばし	2
104	しゃもじ(丸)	1
105	ゴムベラ	1
106	みそこし棒	1
107	トンガ	1
108	はけ	1
109	おろし金	1
110	しゃもじ(ななめ)	1
111	めん棒	1
112	うろこ取	1
113	皮むき器	1
114	金串	6
115	パット	2
116	流し器(大)	2
117	流し器(小)	1
118	洗い桶	1
119	ポール(特大)	1
120	ポール(大)	1

北野複合施設 消耗品リスト(調理実習室)

No.	備品名	個数・規格
121	ポール(中)	1
122	ポール(小)	1
123	ざる(大)	1
124	ざる(小)	1
125	みそこし	1
126	包丁	3
127	ペティナイフ	1
128	計量カップ	1
129	泡たて器	1
130	お玉	1
131	計量機能付きお玉	1
132	フライ用カス取	1
133	計量スプーン	1
134	フライ返し	1
135	穴あきお玉	1
136	レードル	1
137	両手なべ(大)	1
138	両手なべ(中)	1
139	両手なべ(小)	1
140	片手なべ	1
141	フライパン	1
142	中華なべ	1
143	菜ばし	2
144	しゃもじ(丸)	1
145	ゴムベラ	1
146	みそこし棒	1
147	トンガ	1
148	はけ	1
149	おろし金	1
150	しゃもじ(ななめ)	1
151	めん棒	1
152	うろこ取	1
153	皮むき器	1
154	金串	6
155	パット	2
156	流し器(大)	2
157	流し器(小)	1
158	洗い桶	1
159	ポール(特大)	1
160	ポール(大)	1

北野複合施設 消耗品リスト(調理実習室)

No.	備品名	個数・規格
161	ポール(中)	1
162	ポール(小)	1
163	ざる(大)	1
164	ざる(小)	1
165	みそこし	1
166	包丁	3
167	ペティナイフ	1
168	計量カップ	1
169	泡たて器	1
170	お玉	1
171	計量機能付きお玉	1
172	フライ用カス取	1
173	計量スプーン	1
174	フライ返し	1
175	穴あきお玉	1
176	レードル	1
177	両手なべ(大)	1
178	両手なべ(中)	1
179	両手なべ(小)	1
180	片手なべ	1
181	フライパン	1
182	中華なべ	1
183	ガスレンジ	1台・リンナイ KGD56BL
184	蒸し椀(蓋付き)	50
185	コップ	40
186	スフレ型	47
187	耐熱ガラス鉢(大)	25
188	耐熱ガラス鉢(中)	22
189	耐熱ガラス鉢(小)	25
190	湯のみ	98
191	小鉢	49
192	茶碗	40
193	しる椀	39(蓋40)
194	焼き物皿	50
195	ランチプレート	30
196	洋皿(丸大)	49
197	洋皿(丸中)	47
198	洋皿(丸小)	92
199	洋皿(長丸)	50
200	コーヒーカップ	30(受け皿30)

北野複合施設 消耗品リスト(調理実習室)

No.	備品名	個数・規格
201	すり鉢	5
202	箸	91
203	耐熱ボール(大)	5
204	耐熱ボール(中)	5
205	耐熱ボール(小)	5
206	やかん(大)	5
207	両手大なべ	4

# 久留米市北野複合施設

## 別紙 3 リスク分担表

久留米市北野複合施設指定管理者リスク分担表

リスクの種類	内 容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	施設の管理運営に著しく影響を及ぼす法令変更	※ 1	
	上記以外の法令変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に著しく影響を及ぼす税制変更	協議により定める	
	上記以外の税制変更		○
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増	※ 2	○
金利	金利の変動による経費の増		○
改修整備	工事期間において、指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更	協議により定める	
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止又は延期	※ 3	
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者減及び収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し又はこれに伴い犯罪が発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
損害賠償	管理運営上における事故	※ 4	
セキュリティ	警備不備による犯罪発生等		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民及び利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の事項	○	
事業終了時	指定期間の終了又は期間中途における業務の廃止に伴う原状回復に係る費用		○

※ 1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更（法令の変更）

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 著しい物価変動への対応

- ・著しい物価変動が発生した場合は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議します。

※3 不可抗力への対応

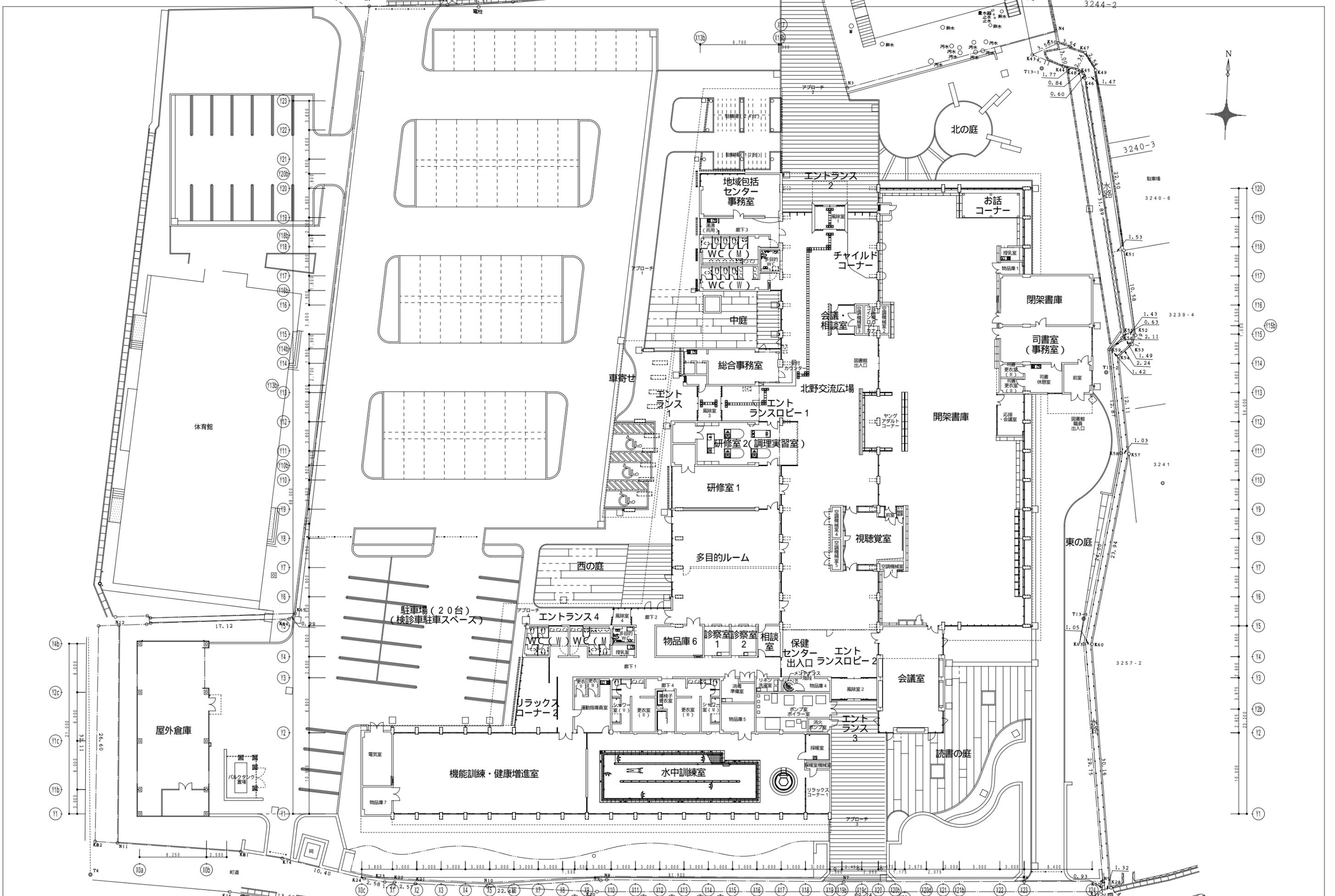
- ・不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な現象をいいます。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含みません。
- ・不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとします。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとします。
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費等の負担は、市と指定管理者で協議します。
- ・避難所等として使用した場合において、新たに発生した経費等の負担については、市と指定管理者で協議します。

※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害についてのリスクは、指定管理者が負うこととします。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害について、その主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うこととなります。

# 久留米市北野複合施設

## 別紙 4 平面図



月日	設計者	竣工名称	設計年月日	設計番号
	久留米市役所都市建設部建築課	北野複合施設(仮称)建設工事	平成20年 1月	
	設計	図面名称	縮尺	図面番号
		平面図	1/200 (A3版: 1/400)	A-1014

# 久留米市北野複合施設

## 別紙 5 主な事業実施状況

## 北野複合施設 主な公用利用（令和6年度予定）

定期的に実施している事業一覧です。市が実施する事業は減免対象となります。

事業の変更、実施場所の変更により、内容や回数は変動する可能性があります。

### ●母子保健事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	離乳食【はじめてクラス】	4月、10月、11月、 12月、1月、3月	6回	5時間	調理実習室、研修室 多目的ルーム
2	ママパパきもち楽々相談	10月、3月	2回	5時間	多目的ルーム
3	ゆったり子育て相談会	4月、6月、8月、 10月、12月、2月	6回	5時間	多目的ルーム
4	親子のびのび教室	4月、6月、8月、 10月、12月、2月	6回	4時間	多目的ルーム
5	1歳6ヶ月児健診（集団）	5月、8月、11月、 2月	4回	5時間	研修室、多目的ルーム
6	3歳健診（集団）	6月、9月、10月、 12月、3月	5回	5時間	研修室、多目的ルーム

### ●健康増進事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	集団けんしん	6月～11月	11回	6時間	多目的ルーム 研修室、会議室
2	健診事後説明会	6月～翌年1月	9回	8時間	会議室

### ●介護予防事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	ケア・トランポリン 健康運動教室	7月～2月	26回	3時間	多目的ルーム、 保管場所（3畳程度）
2	認知症予防講座	9月～10月 （年度によって異なる）	4回	2時間	多目的ルーム

### ●その他の事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	日本語教室	10月～3月 （毎週日曜）	20回	4時間	研修室、会議室
2	多文化共生事業	通年（日曜）	6回	8時間	多目的ルーム

## 北野複合施設における健康づくり事業の実施状況（令和5年度）

### ●啓発事業

NO	事業名	内容	参加料金	時間	回数
1	感謝祭	北野複合施設のPRイベント。体力測定会などを年2回（春・秋）実施。	無料	7時間	年2回

### ●企画事業

NO	事業（教室）名	内容	参加料金	時間	回数
2	無料運動教室	運動への動機付け支援（毎日実施）	無料	30分	1日 2回
3	無料運動教室（プール）	運動への動機付け支援（毎日実施）	無料	30分	1日 1回
4	スポーツ教室A	ユニバーサルスポーツ	無料	1時間	月2回
5	スポーツ教室B	ユニバーサルスポーツ	無料	1時間	月2回
6	骨密度測定会		無料	90分	年3回
7	体組成測定会		無料	1時間	年3回
8	健康測定会		無料	1時間	年3回
9	握力測定会		無料	1時間	年1回
10	料理教室	単発開催（内容は異なる）	有料	2時間	年2回

### ●自主事業

NO	事業（教室）名	内容	参加料金	時間	回数
1	ヨガ	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
2	ヨガ	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
3	ピラティス	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
4	ピラティス	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	2時間	48回
5	ピラティス	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
6	ZUNBA	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
7	ZUNBA	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
8	ZUNBA	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
9	ステップ運動	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
10	ボクササイズ	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
11	エクササイズ	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
12	エクササイズ	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	1時間	48回
13	エクササイズ	週1回／3ヶ月1クール	コース料金	4時間	40回
14	子供ダンス教室	月3回／通年	月謝	1時間	36回
15	介護予防教室	月3回／3ヶ月1クール／65歳以上	コース料金	1時間	36回
16	介護予防教室	月3回／3ヶ月1クール／65歳以上	コース料金	1時間	36回
17	介護予防教室	月3回／3ヶ月1クール／65歳以上	コース料金	1時間	36回
18	介護予防教室	月3回／3ヶ月1クール／65歳以上	コース料金	1時間	36回
19	介護予防教室	月3回／3ヶ月1クール／65歳以上	コース料金	1時間	36回
20	日曜運動教室	月3回／単発開催	1回料金	1時間	36回
21	料理教室	単発開催（内容は異なる）	1回料金	2時間	7回
22	親子英会話	月3回／0歳から3歳まで	月謝	1時間	36回
23	文科系教室	単発開催（内容は異なる）	1回料金	2時間	4回
24	託児利用	有料ゾーンの利用時の託児（施設利用料は必要）	託児無料	2時間	48回